

会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に基づき、会社法施行規則を次のように定める。

会社法施行規則

目次

第一編 総則

第一章 通則（第一条・第二条）

第二章 子会社及び親会社（第三条・第四条）

第三章 電磁的方法及び電磁的記録等（第五条 第十三条）

第二編 株式会社

第一章 設立（第十四条 第十九条）

第二章 株式

第一節 総則（第二十条 第二十二条）

第二節 株式の譲渡等（第二十三条 第二十七条）

第三節 株式会社による自己の株式の取得（第二十八条 第三十四条）

第四節 単元株式数（第三十五条 第三十七条）

第五節 株主に対する通知の省略等（第三十八条・第三十九条）

第六節 募集株式の発行等（第四十条 第四十四条）

第七節 株券（第四十五条 第四十七条）

第八節 雑則（第四十八条）

第三章 新株予約権（第四十九条 第五十六条）

第四章 機関

第一節 株主総会及び種類株主総会（第五十七条・第五十八条）

第二節 役員及び会計監査人の選任及び解任（第五十九条・第六十条）

第三節 取締役（第六十一条）

第四節 取締役会（第六十二条 第六十四条）

第五節 会計参与（第六十五条 第六十七条）

第六節 監査役（第六十八条）

第七節 監査役会（第六十九条）

第八節 会計監査人（第七十条）

第九節 委員会及び執行役（第七十一条・第七十二条）

第十節 役員等の損害賠償責任（第七十三条）

第五章 計算等

第一節 他の省令への委任（第七十四条・第七十五条）

第二節 事業報告等（第七十六条 第八十二条）

第三節 貸借対照表等の公開（第八十三条）

第四節 資本金等の額の減少（第八十四条・第八十五条）

第五節 剰余金の配当等（第八十六条・第八十七条）

第六章 事業の譲渡等（第八十八条 第九十二条）

第七章 解散（第九十三条）

第八章 清算

第一節 總則（第九十四條 第一百二條）

第二節 特別清算（第一百二條）

第三編 持分会社（第一百四條）

第四編 社債

第一章 總則（第一百五條 第一百十一條）

第二章 社債管理者（第一百十二條 第一百十四條）

第三章 社債権者集会（第一百十五條 第一百二十條）

第五編 組織再編（第一百二十一條）

第六編 外国会社（第一百二十二條・第一百二十三條）

第七編 雜則

第一章 訴訟（第一百二十四條 第一百二十六條）

第二章 登記（第一百二十七條）

第三章 公告（第一百二十八條）

第四章 情報通信の技術の利用（第二百二十九条 第三百二十五条）

附則

第一編 総則

第一章 通則

（目的）

第一条 この規則は、会社法（平成十七年法律第八十六号。以下「法」という。）の委任に基づく事項その他会社法の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 会社 法第二条第一号に規定する会社をいう。
- 二 外国会社 法第二条第二号に規定する外国会社をいう。
- 三 子会社 法第二条第三号に規定する子会社をいう。
- 四 親会社 法第二条第四号に規定する親会社をいう。

- 五 公開会社 法第二条第五号に規定する公開会社をいう。
- 六 取締役会設置会社 法第二条第七号に規定する取締役会設置会社をいう。
- 七 会計参与設置会社 法第二条第八号に規定する会計参与設置会社をいう。
- 八 監査役設置会社 法第二条第九号に規定する監査役設置会社をいう。
- 九 監査役会設置会社 法第二条第十号に規定する監査役会設置会社をいう。
- 十 会計監査人設置会社 法第二条第十一号に規定する取締役会設置会社をいう。
- 十一 委員会設置会社 法第二条第十二号に規定する委員会設置会社をいう。
- 十二 委員会 法第二条第十二号に規定する委員会をいう。
- 十三 種類株式発行会社 法第二条第十三号に規定する種類株式発行会社をいう。
- 十四 種類株主総会 法第二条第十四号に規定する種類株主総会をいう。
- 十五 種類株主 法第二条第十四号に規定する種類株主をいう。
- 十六 社外取締役 法第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。
- 十七 業務執行取締役 法第二条第十五号に規定する業務執行取締役をいう。

- 十八 社外監査役 法第二条第十六号に規定する社外監査役をいう。
- 十九 取得請求権付株式 法第二条第十八号に規定する取得請求権付株式をいう。
- 二十 取得条項付株式 法第二条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。
- 二十一 単元株式数 法第二条第二十号に規定する単元株式数をいう。
- 二十二 新株予約権 法第二十一条に規定する新株予約権をいう。
- 二十三 新株予約権付社債 法第二十二条に規定する新株予約権付社債をいう。
- 二十四 社債 法第二十三条に規定する社債をいう。
- 二十五 最終事業年度 法第二十四条に規定する最終事業年度をいう。
- 二十六 配当財産 法第二十五条に規定する配当財産をいう。
- 二十七 組織変更 法第二十六条に規定する組織変更をいう。
- 二十八 吸収合併 法第二十七条に規定する吸収合併をいう。
- 二十九 新設合併 法第二十八条に規定する新設合併をいう。
- 三十 吸収分割 法第二十九条に規定する吸収分割をいう。

- 三十一 新設分割 法第二条第三十号に規定する新設分割をいう。
- 三十二 株式交換 法第二条第三十一号に規定する株式交換をいう。
- 三十三 発行済株式 法第一条第三十一号に規定する発行済株式をいう。
- 三十四 株式移転 法第二条第三十二号に規定する株式移転をいう。
- 三十五 公告方法 法第二条第三十三号に規定する公告方法をいう。
- 三十六 電子公告 法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。
- 三十七 電磁的方法 法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。
- 三十八 設立時発行株式 法第二十五条第一項第一号に規定する設立時発行株式をいう。
- 三十九 有価証券 法第三十二条第十項第二号に規定する有価証券をいう。
- 四十 銀行等 法第三十四条第二項に規定する銀行等をいう。
- 四十一 設立時募集株式 法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式をいう。
- 四十二 創立総会 法第六十五条第一項に規定する創立総会をいう。
- 四十三 自己株式 法第一百二十二条第四項に規定する自己株式をいう。

- 四十四 株券発行会社 法第一百七十七条第六項に規定する株券発行会社をいう。
- 四十五 株主名簿管理人 法第二百二十三条に規定する株主名簿管理人をいう。
- 四十六 株式取得者 法第三百二十三条第一項に規定する株式取得者をいう。
- 四十七 親会社株式 法第三百二十五条第一項に規定する親会社株式をいう。
- 四十八 設立時取締役 法第三十八条第一項に規定する設立時取締役をいう。
- 四十九 設立時監査役 法第三十八条第二項第二号に規定する設立時監査役をいう。
- 五十 指定買取人 法第四百十条第四項に規定する指定買取人をいう。
- 五十一 一株当たり純資産額 法第四百四十一条第二項に規定する一株当たり純資産額をいう。
- 五十二 登録株式質権者 法第四百四十九条第一項に規定する登録株式質権者をいう。
- 五十三 全部取得条項付種類株式 法第七百七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。
- 五十四 单元未滿株式売渡請求 法第九百九十四条第一項に規定する单元未滿株式売渡請求をいう。
- 五十五 募集株式 法第九百九十九条第一項に規定する募集株式をいう。
- 五十六 株券喪失登録日 法第二百二十一条第四号に規定する株券喪失登録日をいう。

- 五十七 株券喪失登録 法第二百二十三条に規定する株券喪失登録をいう。
- 五十八 株券喪失登録者 法第二百二十四条第一項に規定する株券喪失登録者をいう。
- 五十九 募集新株予約権 法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。
- 六十 証券発行新株予約権付社債 法第二百四十九条第二号に規定する証券発行新株予約権付社債をいう。
- 六十一 新株予約権付社債券 法第二百四十九条第二号に規定する新株予約権付社債券をいう。
- 六十二 証券発行新株予約権 法第二百四十九条第三号二に規定する証券発行新株予約権をいう。
- 六十三 新株予約権取得者 法第二百六十条第一項に規定する新株予約権取得者をいう。
- 六十四 新株予約権無償割当て 法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当て
- 六十五 報酬等 法第三百六十一条第一項に規定する報酬等をいう。
- 六十六 招集権者 法第三百六十六条第二項に規定する招集権者をいう。
- 六十七 議事録等 法第三百七十一条第一項に規定する議事録等をいう。
- 六十八 役員等 法第四百二十三条第一項に規定する役員等をいう。

- 六十九 計算書類 法第四百二十五条第二項（第三百三十条第一項第二十一号並びに第三百三十一条第一項第二十七号及び第二十八号の場合にあつては、法第六百十七条第二項）に規定する計算書類をいう。
- 七十 臨時計算書類 法第四百四十一条第一項に規定する臨時計算書類をいう。
- 七十一 計算書類等 法第四百四十二条第一項に規定する計算書類等をいう。
- 七十二 連結計算書類 法第四百四十四条第一項に規定する連結計算書類をいう。
- 七十三 分配可能額 法第四百六十一条第二項に規定する分配可能額をいう。
- 七十四 事業譲渡等 法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。
- 七十五 清算株式会社 法第四百七十六条に規定する清算株式会社をいう。
- 七十六 清算人会設置会社 法第四百七十八条第六項に規定する清算人会設置会社をいう。
- 七十七 財産目録等 法第四百九十二条第一項に規定する財産目録等をいう。
- 七十八 貸借対照表等 法第四百九十六条第一項に規定する貸借対照表等をいう。
- 七十九 帳簿資料 法第六百七十二条第一項に規定する帳簿資料をいう。
- 八十 募集社債 法第六百七十六条に規定する募集社債をいう。

- 八十一 社債発行会社 法第六百八十二条第一項に規定する社債発行会社をいう。
- 八十二 社債原簿管理人 法第六百八十三条に規定する社債原簿管理人をいう。
- 八十三 新設合併設立会社 法第七百五十二条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。
- 八十四 株式交換完全親会社 法第七百六十七条第一項に規定する株式交換完全親会社をいう。
- 八十五 株式移転設立完全親会社 法第七百七十二条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。
- 八十六 法人等 法人その他の団体をいう。
- 八十七 株式等 株式又は持分をいう。
- 八十八 会社役員 当該株式会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。
- 八十九 新株予約権等 新株予約権その他当該法人等に対して行使することにより当該法人等の株式等の交付を受けることができる権利をいう。
- 九十 最終取引価格 有価証券その他の財産を取引する市場を開設する者が公表する当該財産の取引価格のうち、最終のものをいう。

九十一 公開買付け等 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の二第六項（同法第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。

九十二 社債取得者 社債を社債発行会社以外の者から取得した者（当該社債発行会社を除く。）をいう。

九十三 社外取締役候補者 株主総会等に関する法務省令（平成十八年法務省令第 号）第十二条第五項に規定する社外取締役候補者をいう。

九十四 社外監査役候補者 株主総会等に関する法務省令第十四条第五項に規定する社外監査役候補者

九十五 継続企業的前提 株式会社の計算に関する法務省令（平成十八年法務省令第 号）第 条に規定する継続企業的前提をいう。

九十六 組織変更株式交換 保険業法（平成七年法律第百五号）第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換をいう。

九十七 組織変更株式移転 保険業法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転をいう。

第二章 子会社及び親会社

(子会社及び親会社)

第三条 法第二条第三号に規定する法務省令で定めるものは、同号に規定する会社が他の会社等（会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体をいう。以下この条において同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 法第二条第四号に規定する法務省令で定めるものは、会社等が同号に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。

3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一 他の会社等（次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社及び子法人等（会社以外の会

社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。)を含む。以下この項において同じ。)の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合(前号に規定する場合を除く。)であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数(次に掲げる議決権の数の合計数をいう。

次号において同じ。)の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の計算において所有している議決権

(2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一

の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

(3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の役員

(2) 自己の業務を執行する社員

(3) 自己の使用人

(4) (1)から(3)までに掲げる者であった者

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する

自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）の額（自己と出資、人事、

資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超

えること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に規定する場合を除く。）であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

（特別目的会社の特則）

第四条 前条の規定にかかわらず、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二章第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この条において同じ。）については、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該特別目的会社に対する出資者又は当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定する。

一 当該特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益をその発行する証券（当該証券に表

示されるべき権利を含む。)の所有者(資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者及びこれと同様の借入れに係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されていること。

二 当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されていること。

第三章 電磁的方法及び電磁的記録等

(電磁的方法)

第五条 法第二条第三十四号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備え

られたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(電子公告を行うための電磁的方法)

第六条 法第二条第三十四号に規定する不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるものは、前条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。)を使用する方法とする。

(電磁的記録)

第七条 法第二十六条第二項に規定する法務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法に

より一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものと
する。

(電子署名)

第八条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

- 一 法第二十六条第二項
- 二 法第二百二十二条第三項
- 三 法第四百十九条第三項
- 四 法第二百五十条第三項
- 五 法第二百七十条第三項
- 六 法第三百六十九条第四項(法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。)
- 七 法第三百九十三条第三項
- 八 法第四百十二条第四項
- 九 法第五百七十五条第二項

十 法第六百八十二条第三項

十一 法第六百九十五条第三項

2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録（法第二十六条第二項に規定する電磁的記録をいう。第七編第四章を除き、以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第九条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置に表示する方法とする。

一 法第三十一条第二項第三号

二 法第七十四条第七項第二号（法第八十六条において準用する場合を含む。）

三 法第七十六条第五項（法第八十六条において準用する場合を含む。）

- 四 法第八十一条第三項第二号（法第八十六条において準用する場合を含む。）
- 五 法第八十二条第三項第二号（法第八十六条において準用する場合を含む。）
- 六 法第二百二十五条第二項第二号
- 七 法第二百三十一条第二項第二号
- 八 法第二百五十二条第二項第二号
- 九 法第二百十条第七項第二号（法第二百二十五条において準用する場合を含む。）
- 十 法第二百十二条第五項（法第二百二十五条において準用する場合を含む。）
- 十一 法第二百十八条第四項第二号（法第二百二十五条において準用する場合を含む。）
- 十二 法第二百十九条第三項第二号（法第二百二十五条において準用する場合を含む。）
- 十三 法第二百七十一条第二項第二号
- 十四 法第二百七十四条第二項第二号
- 十五 法第二百七十八条第二項第三号
- 十六 法第二百八十九条第四項第二号

- 十七 法第二百九十四条第二項第二号
- 十八 法第二百九十六条第二項第二号
- 十九 法第四百十三條第二項第二号
- 二十 法第四百三十三條第一項第一号
- 二十一 法第四百四十二條第三項第二号
- 二十二 法第四百九十六條第二項第二号
- 二十三 法第六百十八條第一項第二号
- 二十四 法第六百八十四條第二項第二号
- 二十五 法第七百三十一條第二項第二号
- 二十六 法第七百七十五條第三項第二号
- 二十七 法第七百八十二條第三項第二号
- 二十八 法第七百九十一條第三項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）
- 二十九 法第七百九十四條第三項第二号

三十 法第八百一条第四項第三号（同条第五項及び第六項において準用する場合を含む。）

三十一 法第八百二条第三項第三号

三十二 法第八百十一条第三項第三号（同条第四項において準用する場合を含む。）

三十三 法第八百十五条第四項第三号（同条第五項及び第六項において準用する場合を含む。）

（電磁的記録の備置きに関する特則）

第十条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定めるものは、会社の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて会社の本店又は支店において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

一 法第三十一条第四項

二 法第三百十八条第三項（法第三百二十五条において準用する場合を含む。）

三 法第四百四十二条第二項

（裁判所に対して提供すべき電磁的記録）

第十一条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定めるものは、日本工業規格X六二二三に適合する九〇ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ又は日本工業規格X〇六〇六に適合する一二〇ミリメートル光ディスクとする。

一 法第三十三条第四項

二 法第二百七条第四項

三 法第二百八十四条第四項

四 法第三百六条第五項（法第三百二十五条において準用する場合を含む。）

五 法第三百五十八条第五項

（検査役による電磁的記録に記録された事項の提供）

第十二条 次に掲げる規定（以下この条において「検査役提供規定」という。）に規定する法務省令で定める方法は、電磁的方法のうち、検査役提供規定により当該検査役提供規定の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

一 法第三十三条第六項

二 法第二百七条第六項

三 法第二百八十四条第六項

四 法第二百六条第七項（法第二百二十五条において準用する場合を含む。）

五 法第三百五十八条第七項

（会社法施行令に係る電磁的方法）

第十三条 会社法施行令（平成十八年政令第 号）第一条第一項又は第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 ファイルへの記録の方式

第二編 株式会社

第一章 設立

(設立費用)

第十四条 法第二十八条第四号に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 設立時発行株式と引換えにする金銭の払込みの取扱いをした銀行等に支払うべき手数料及び報酬

二 法第三十三条第三項の規定により決定された検査役の報酬

三 株式会社の設立の登記の登録免許税

四 創立総会の決議により株式会社が負担することとされた設立に関する費用

(検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券)

第十五条 法第三十三条第十項第二号に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって有価証券の価格とする方法とする。

一 法第三十条第一項の認証の日における当該有価証券についての最終取引価格

二 法第三十条第一項の認証の日の属する週の前週の各日における当該有価証券についての最終取引価格の平均額

三 法第三十条第一項の認証の日において当該有価証券が公開買付け等の対象であるときは、当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

(銀行等)

第十六条 法第三十四条第二項に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 商工中央金庫

二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会

三 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会

四 信用協同組合又は中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号

の事業を行う協同組合連合会

五 信用金庫又は信用金庫連合会

六 労働金庫又は労働金庫連合会

七 農林中央金庫

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第十七条 法第五十九条第一項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 発起人が法第三十二条第一項第一号の規定により割当てを受けた設立時発行株式(出資の履行をしたものに限る。)及び引き受けた設立時募集株式の数(設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合にあつては、種類及び種類ごとの数)

二 法第三十二条第二項の規定による決定の内容

三 定款に定められた事項(法第五十九条第一項第一号から第四号まで及び前号に掲げる事項を除く。)

であつて、発起人に対し設立時募集株式の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対し通知することを請求した事項

四 株主名簿管理人を置く旨を定款で定めるときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所

(創立総会等に関する事項)

第十八条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定めるべき事項は、別に省令で定めるところによる。

一 法第六十七条第一項第五号

二 法第七十条第一項

三 法第七十一条第一項、第三項及び第四項

四 法第七十二条第一項

五 法第七十五条第一項

六 法第七十六条第一項

七 法第七十八条

八 法第八十一条第一項

九 法第八十六条において準用する前各号に掲げる規定

(累積投票)

第十九条 法第八十九条第五項の規定により法務省令で定めるべき事項は、この条の定めるところによる。

2 法第八十九条第一項の規定による請求があつた場合には、創立総会の議長（創立総会の議長が存しない場合にあつては、発起人）は、同項の創立総会における設立時取締役の選任の決議に先立ち、同条第三項から第五項までに規定するところにより設立時取締役を選任することを明らかにしなければならない。

3 法第八十九条第四項の場合において、投票の同数を得た者が二人以上存することにより同条第一項の創立総会において選任する設立時取締役の数の設立時取締役について投票の最多数を得た者から順次設立時取締役に選任されたものとするときは、当該創立総会において選任する設立時取締役の数の範囲内で、投票の最多数を得た者から順次設立時取締役に選任されたものとする。

4 前項に規定する場合において、法第八十九条第一項の創立総会において選任する設立時取締役の数から前項の規定により設立時取締役に選任されたものとされた者の数を減じて得た数の設立時取締役は、同条第三項及び第四項に規定するところによらないで、創立総会の決議により選任する。

第一節 総則

(種類株主総会における取締役又は監査役の選任)

第二十条 法第百八条第二項第九号二に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役を選任することができる場合にあつては、次に掲げる事項
- イ 当該種類株主総会において社外取締役を選任しなければならないこととするときは、その旨及び選任しなければならない社外取締役の数
- ロ イの定めにより選任しなければならない社外取締役の全部又は一部を他の種類株主と共同して選任することとするときは、当該他の種類株主の有する株式の種類及び共同して選任する社外取締役の数
- ハ イ又はロに掲げる事項を変更する条件があるときは、その条件及びその条件が成就した場合における変更後のイ又はロに掲げる事項
- ニ 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において監査役を選任することができる場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該種類株主総会において社外監査役を選任しなければならないこととするときは、その旨及び選任しなければならぬ社外監査役の数

ロ イの定めにより選任しなければならない社外監査役の全部又は一部を他の種類株主と共同して選任することとするときは、当該他の種類株主の有する株式の種類及び共同して選任する社外監査役の数

ハ イ又はロに掲げる事項を変更する条件があるときは、その条件及びその条件が成就した場合における変更後のイ又はロに掲げる事項

(種類株式の内容)

第二十一条 法第百八条第三項に規定する法務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項について内容の異なる種類の株式の内容(法第百二十二条第二項に規定する株式の内容を除く。)のうち、当該各号に定める事項以外の事項とする。

- 一 剰余金の配当 配当財産の種類
- 二 残余財産の分配 残余財産の種類
- 三 株主総会において議決権を行使することができる事項 法第百八条第二項第三号イに掲げる事項

四 当該種類の株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができること 次に掲げる事項

イ 法第一百七条第二項第二号イに掲げる事項

ロ 当該種類の株式一株を取得するのと引換えに当該種類の株主に対して交付する財産の種類

五 当該種類の株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること 次に掲げる事項

イ 一定の事由が生じた日に当該株式会社がその株式を取得する旨

ロ 法第一百七条第二項第三号ロに規定する場合における同号イの事由

八 法第一百七条第二項第三号八に掲げる事項（当該種類の株式の株主の有する当該種類の株式の数に応じて定めるものを除く。）

二 当該種類の株式一株を取得するのと引換えに当該種類の株主に対して交付する財産の種類

六 当該種類の株式について、当該株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得すること 法第百

八条第二項第七号イに掲げる事項

七 株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社にあつては株主総会又は清算人会）において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とするもの 法第百八条第二項第八号イに掲げる事項

2 次に掲げる事項は、前項の株式の内容に含まれるものと解してはならない。

一 法第百六十四条第一項に規定する定款の定め

二 法第百六十七条第三項に規定する定款の定め

三 法第百六十八条第一項及び第百六十九条第二項に規定する定款の定め

四 法第百七十四条に規定する定款の定め

五 法第百八十九条第二項及び第百九十四条第一項に規定する定款の定め

六 法第百九十九条第四項及び第二百三十八条第四項に規定する定款の定め

（利益の供与に関して責任をとるべき取締役等）

第二十二條 法第百二十条第四項に規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 利益の供与（法第百二十条第一項に規定する利益の供与をいう。以下この条において同じ。）に関する

る職務を行つた取締役（委員会設置会社にあつては、執行役を含む。以下この条において同じ。）

二 利益の供与が取締役会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該取締役会の決議に賛成した取締役

ロ 当該取締役会に当該利益の供与に関する議案を提案した取締役

三 利益の供与が株主総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該株主総会に当該利益の供与に関する議案を提案した取締役

ロ イの議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会において当該提出に賛

成した取締役

八 当該株主総会において当該利益の供与に関する事項について説明をした取締役

第二節 株式の譲渡等

（株主名簿記載事項の記載等の請求）

第二十三条 法第百三十二条第二項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 株式取得者が株主として株主名簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該株

式取得者の取得した株式に係る法第百三十三条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二 株式取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

三 株式取得者が指定買取人である場合において、譲渡等承認請求者（法第百三十九条第二項に規定する譲渡等承認請求者をいう。以下この編において同じ。）に対して売買代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

四 株式取得者が一般承継により当該株式会社の株式を取得した者である場合において、当該一般承継を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

五 株式取得者が当該株式会社の株式を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する資料を提供して請求をしたとき。

六 株式取得者が株式交換（組織変更株式交換を含む。）により当該株式会社の発行済株式の全部を取得した会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。

七 株式取得者が株式移転（組織変更株式移転を含む。）により当該株式会社の発行済株式の全部を取得した株式会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。

八 株式取得者が法第九十七条第一項の株式を取得した者である場合において、同条第二項の規定による売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

九 株式取得者が株券喪失登録者である場合において、当該株式取得者が法第二百二十一条第四号に規定する株券喪失登録日の翌日から起算して一年を経過した日以降に、請求をしたとき（株券喪失登録が当該日前に抹消された場合を除く。）。

2 前項の規定にかかわらず、株式会社が株券発行会社である場合には、法第三百三十三条第二項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 株式取得者が株券を提示して請求をした場合

二 株式取得者が株式交換（組織変更株式交換を含む。）により当該株式会社の発行済株式の全部を取得した会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。

三 株式取得者が株式移転（組織変更株式移転を含む。）により当該株式会社の発行済株式の全部を取得

した株式会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。

四 株式取得者が法第九十七条第一項の株式を取得した者である場合において、同条第二項の規定による売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

(子会社による親会社株式の取得)

第二十四条 法第三百三十五条第二項第五号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 吸収分割(法以外の法令(外国の法令を含む。以下この条において同じ。)に基づく吸収分割に相当する行為を含む。)に際して親会社株式の割当てを受ける場合

二 株式交換(法以外の法令に基づく株式交換に相当する行為を含む。)に際してその有する自己の株式等と引き換えに親会社株式の割当てを受ける場合

三 株式移転(法以外の法令に基づく株式移転に相当する行為を含む。)に際してその有する自己の株式等と引き換えに親会社株式の割当てを受ける場合

四 親会社株式を無償で取得する場合

五 その有する他の法人等の株式等につき当該他の法人等が行う剰余金の配当又は残余財産の分配(これ

らに相当する行為を含む。)により親会社株式の交付を受ける場合

六 その有する他の法人等の株式等につき当該他の法人等が行う次に掲げる行為に際して当該株式等と引き換えに当該親会社株式の交付を受ける場合

イ 組織の変更

ロ 合併

ハ 株式交換(法以外の法令に基づく株式交換に相当する行為を含む。)

ニ 取得条項付株式(これに相当する株式等を含む。)の取得

ホ 全部取得条項付種類株式(これに相当する株式等を含む。)の取得

七 その有する他の法人等の新株予約権等を当該他の法人等が当該新株予約権等の定めに基づき取得することと引き換えに親会社株式の交付をする場合において、当該親会社株式の交付を受けるとき。

八 会社以外の者が行う次に掲げる行為に際して当該者がその対価として親会社株式を交付するために、その対価として交付すべき親会社株式の数を超えない範囲内において親会社株式を取得する場合

イ 組織の変更

ロ 合併

八 法以外の法令に基づく吸収分割又は新設分割に相当する行為による他の法人等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継

二 法以外の法令に基づく株式交換に相当する行為による他の法人等が発行している株式等の全部の取得

九 他の法人等（会社及び外国会社を除く。）の事業の全部を譲り受ける場合において、当該他の法人等の有する親会社株式を譲り受けるとき。

十 合併後消滅する法人等（会社を除く。）から親会社株式を承継する場合

十一 吸収分割又は新設分割に相当する行為により他の法人等（会社を除く。）から親会社株式を承継する場合

十二 親会社株式を発行している株式会社（株式会社の計算に関する法務省令第百十二条第四号イ又は口のいずれかに該当するものに限る。）の他の子会社から当該親会社株式を譲り受ける場合

十三 その権利の実行に当たり目的を達成するために親会社株式を取得することが必要、かつ、不可欠で

ある場合（前各号に掲げる場合を除く。）

（株式取得者からの承認の請求）

第二十五条 法第三百三十七条第二項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 株式取得者が株主として株主名簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該株式取得者の取得した株式に係る法第三百三十七条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二 株式取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

三 株式取得者が当該株式会社の株式を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する資料を提供して請求をしたとき。

四 株式取得者が株式交換（組織変更株式交換を含む。）により当該株式会社の発行済株式の全部を取得した会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。

五 株式取得者が株式移転（組織変更株式移転を含む。）により当該株式会社の発行済株式の全部を取得

した株式会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。

六 株式取得者が法第九十七条第一項の株式を取得した者である場合において、同条第二項の規定による売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

七 株式取得者が株券喪失登録者である場合において、当該株式取得者が法第二百二十一条第四号に規定する株券喪失登録日の翌日から起算して一年を経過した日以降に、請求をしたとき（株券喪失登録が当該日前に抹消された場合を除く。）。

2 前項の規定にかかわらず、株式会社が株券発行会社である場合には、法第三百三十七条第二項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 株式取得者が株券を提示して請求をした場合

二 株式取得者が株式交換（組織変更株式交換を含む。）により当該株式会社の発行済株式の全部を取得した会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。

三 株式取得者が株式移転（組織変更株式移転を含む。）により当該株式会社の発行済株式の全部を取得した株式会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。

四 株式取得者が法第九十七条第一項の株式を取得した者である場合において、同条第二項の規定による売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

(一 株当たり純資産額)

第二十六条 法第四百一条第二項に規定する法務省令で定める方法は、基準純資産額を基準株式数で除して得た額に一株当たり純資産額を算定すべき株式についての株式係数を乗じて得た額をもって当該株式の一株当たりの純資産額とする方法とする。

2 前項に規定する「基準純資産額」とは、第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額(当該額が零に満たない場合にあつては、零)をいう。

一 資本金の額

二 資本準備金の額

三 利益準備金の額

四 法第四百四十六条に規定する剰余金の額

五 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、株式会社の成立の日)において純資産の

部に計上した額から株主資本及び新株予約権に係る額を減じて得た額

六 新株予約権の帳簿価額

七 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額

3 第一項に規定する「基準株式数」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数をいう。

一 種類株式発行会社でない場合 発行済株式（自己株式を除く。）の総数

二 種類株式発行会社である場合 株式会社が発行している各種類の株式（自己株式を除く。）の数に当該種類の株式に係る株式係数を乗じて得た数の合計数をいう。

4 第一項及び前項第二号に規定する「株式係数」とは、一（種類株式発行会社において、定款である種類の株式についての第一項及び前項の適用に関して当該種類の株式一株を一とは異なる数の株式として取り扱うために一以外の数を定めた場合にあつては、当該数）をいう。

（承認したものとみなす場合）

第二十七条 法第四百四十五条第三号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 株式会社が法第三百二十九条第二項の規定による通知の日から四十日（これを下回る期間を定款で定め

た場合にあつては、その期間）以内に法第四百四十一条第一項の規定による通知をした場合において、当該期間内に譲渡等承認請求者に対して同条第二項の書面を交付しなかつたとき（指定買取人が法第百三十九条第二項の規定による通知の日から十日（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）以内に法第四百四十二条第一項の規定による通知をした場合を除く。）。

二 指定買取人が法第百三十九条第二項の規定による通知の日から十日（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）以内に法第四百四十二条第一項の規定による通知をした場合において、当該期間内に譲渡等承認請求者に対して同条第二項の書面を交付しなかつたとき。

三 譲渡等承認請求者が当該株式会社又は指定買取人との間の対象株式（法第四百四十条第一項に規定する対象株式をいう。）に係る売買契約を解除した場合

第三節 株式会社による自己の株式の取得

（株式を取得することができる場合）

第二十八条 法第百五十五条第十三号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該株式会社の株式を無償で取得する場合

二 当該株式会社が有する他の法人等の株式等につき当該他の法人等が行う剰余金の配当又は残余財産の分配（これらに相当する行為を含む。）により当該株式会社の株式の交付を受ける場合

三 当該株式会社が有する他の法人等の株式等につき当該他の法人等が行う次に掲げる行為に際して当該株式等と引き換えに当該株式会社の株式の交付を受ける場合

イ 組織の変更

ロ 合併

ハ 株式交換（法以外の法令（外国の法令を含む。）に基づく株式交換に相当する行為を含む。）

ニ 取得条項付株式（これに相当する株式等を含む。）の取得

ホ 全部取得条項付種類株式（これに相当する株式等を含む。）の取得

四 当該株式会社が有する他の法人等の新株予約権等を当該他の法人等が当該新株予約権等の定めに基づき取得することと引き換えに当該株式会社の株式の交付をする場合において、当該株式会社の株式の交付を受ける場合

五 当該株式会社が法第百十六条第五項、法第四百六十九条第五項、法第七百八十五条第五項、法第七百

九十七条第五項又は法第八百六条第五項（これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。）に規定する株式買取請求に依じて当該株式会社の株式を取得する場合

六 合併後消滅する法人（会社を除く。）から当該株式会社の株式を承継する場合

七 他の法人等（会社及び外国会社を除く。）の事業の全部を譲り受ける場合において、当該他の法人等の有する当該株式会社の株式を譲り受けるとき。

（通知時期）

第二十九条 法第六十条第二項に規定する法務省令で定める時は、法第五十六条第一項の株主総会の日
の二週間前とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時とする。

一 法第二百九十九条第一項の規定による通知を発すべき時が当該株主総会の日
の二週間を下回る期間（一週間以上の期間に限る。）前である場合 当該通知を発すべき時

二 法第二百九十九条第一項の規定による通知を発すべき時が当該株主総会の日
の一週間を下回る期間前である場合 当該株主総会の日の一週間前

三 法第二百条の規定により招集の手続を経ることなく当該株主総会を開催する場合 当該株主総会の日

の一週間前

(議案の追加の請求の時期)

第三十条 法第六十条第三項に規定する法務省令で定める時は、法第五十六条第一項の株主総会の日
五日(定款でこれを下回る期間を定めた場合)にあつては、その期間(前とする)。

(法第六十一条の規定により自己株式を取得することができる場合)

第三十一条 法第六十一条に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をも
つて同条に規定する株式の価格とする方法とする。

一 法第五十六条第一項の決議の日の前日における当該株式についての最終取引価格

二 法第五十六条第一項の決議の日の前日の属する週の前週の各日における当該株式についての最終取
引価格の平均額

三 法第五十六条第一項の決議の日の前日において当該株式が公開買付け等の対象であるときは、当該
公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

(取得請求権の行使により株式に端数が生じる場合)

第三十二条 法第六十七条第三項第一号に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する株式の価格とする方法とする。

一 法第六十六条第一項の規定による請求の日（以下この条及び次条において「請求日」という。）における当該株式についての最終取引価格

二 請求日の属する週の前週の各日における当該株式についての最終取引価格の平均額

三 請求日において当該株式が公開買付け等の対象であるときは、当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

（取得請求権の行使により社債等に端数が生じる場合）

第三十三条 法第六十七条第四項において準用する同条第三項第一号に規定する法務省令で定める方法は、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める額をもって当該財産の価格とする方法とする。

一 社債（新株予約権付社債についてのものを除く。以下この号において同じ。） 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 請求日における当該社債についての最終取引価格

ロ 請求日の属する週の前週の各日における当該社債についての最終取引価格の平均額

二 新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債。以下この号において同じ。） 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 請求日における当該新株予約権についての最終取引価格

ロ 請求日の属する週の前週の各日における当該新株予約権についての最終取引価格の平均額

ハ 請求日において当該新株予約権が公開買付け等の対象であるときは、当該公開買付け等に係る契約における当該新株予約権の価格

（新株予約権等の価格）

第三十四条 法第六十七条第四項において準用する同条第三項第二号に規定する法務省令で定める額は、

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 社債について端数がある場合 当該社債の金額

二 新株予約権について端数がある場合 当該新株予約権につき会計帳簿に付すべき価額（当該価額を算定することができないときは、当該新株予約権の目的である各株式についての一株当たり純資産額の合

計額から当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を減じて得た額（零未満である場合にあっては、零）

第四節 単元株式数

（単元数）

第三十五条 法第八十八条第二項に規定する法務省令で定める数は、千とする。

（単元未満株式の権利）

第三十六条 法第八十九条第二項第六号に規定する法務省令で定める権利は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三十一条第二項各号に掲げる請求をする権利
- 二 法第二百二十二条第一項の規定による株主名簿記載事項を記載した書面の交付又は当該株主名簿記載事項を記録した電磁的記録の提供を請求する権利
- 三 法第二百二十五条第二項各号に掲げる請求をする権利
- 四 法第二百三十三条第一項の規定による株主名簿に記載又は記録をすることを請求する権利
- 五 法第二百三十六条及び第二百三十七条第一項の規定による承認をするか否かの決定をすることを請求する

権利

- 六 法第二百十五條第四項及び第二百十七條第六項の規定による株券の発行を請求する権利
- 七 法第二百十七條第一項の規定による株券の所持を希望しない旨の申出をする権利
- 八 株式会社が行う次に掲げる行為により金銭等の交付を受ける権利
 - イ 株式の併合
 - ロ 株式の分割
 - ハ 法第二百七十七條に規定する新株予約権無償割当て
 - ニ 組織変更
 - 九 株式会社が行う次の各号に掲げる行為により当該各号に定める者が交付する金銭等の交付を受ける権利
 - イ 吸収合併（会社以外の者を行う合併を含み、合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。）
 - 吸収合併存続会社
 - ロ 新設合併（会社以外の者を行う合併を含む。）
 - 新設合併設立会社

八 株式交換 株式交換完全親会社

二 株式移転 株式移転設立完全親会社

(市場価格のある単元未滿株式の買取り等の価格)

第三十七条 法第九十三條第一項第一号に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれ

か高い額をもって同号に規定する株式の価格とする方法とする。

一 法第九十二條第一項の規定による請求の日(以下この項において「請求日」という。)における当該株式についての最終取引価格

二 請求日の属する週の前週の各日における当該株式についての最終取引価格の平均額

三 請求日において当該株式が公開買付け等の対象であるときは、当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

2 法第九十四條第四項において準用する法第九十三條第一項第一号に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって単元未滿株式売渡請求に係る株式の価格とする方法とする。

一 单元未滿株式売渡請求の日（以下この項において「請求日」という。）における当該株式についての最終取引価格

二 請求日の属する週の前週の各日における当該株式についての最終取引価格の平均額

三 請求日において当該株式が公開買付け等の対象であるときは、当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

第五節 株主に対する通知の省略等

（市場価格のある株式の売却価格）

第三十八条 法第百九十七条第二項に規定する法務省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する株式の価格とする方法とする。

一 当該株式を市場において行う取引によつて売却する場合 当該取引によつて売却する価格

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 法第百九十七条第二項の規定により売却する日（以下この条において「売却日」という。）における当該株式についての最終取引価格

- ロ 売却日の属する週の前週の各日における当該株式についての最終取引価格の平均額
- ハ 売却日において当該株式が公開買付け等の対象であるときは、当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

(公告事項)

第三十九条 法第九十八条第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第九十七条第一項の株式（以下この条において「競売対象株式」という。）の競売又は売却をす

るもの

- 二 競売対象株式の株主として株主名簿に記載又は記録がされた者の氏名又は名称及び住所
- 三 競売対象株式の数（種類株式発行会社にあつては、競売対象株式の種類及び種類ごとの数）
- 四 競売対象株式につき株券が発行されているときは、当該株券の番号

第六節 募集株式の発行等

(募集事項の通知等を要しない場合)

第四十条 法第二百一条第五項に規定する法務省令で定める場合は、株式会社が同条第三項に規定する期日

の二週間前までに、証券取引法の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出がされている場合（当該書類に記載すべき事項が証券取引法の規定に基づき電磁的方法により提供されている場合を含む。）とする。

一 証券取引法第四条第一項又は第二項の届出をする場合における同法第五条第一項の届出書

二 証券取引法第四条第五項の通知書

三 証券取引法第二十三条の三に規定する発行登録書及び同法第二十三条の八第一項に規定する発行登録

追補書類

四 証券取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書

五 証券取引法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書

六 証券取引法第二十四条の五第四項に規定する臨時報告書

七 企業内容等の開示に関する内閣府令第六条において準用する同令第四条の有価証券通知書

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第四十一条 法第二百三条第一項第四号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 株式会社が発行することができる株式の総数（種類株式発行会社にあつては、株式会社が発行することができる株式の種類ごとの数）
- 二 株式会社（種類株式発行会社を除く。）が発行する株式の内容として法第一百七十七条第一項各号に掲げる事項を定めているときは、当該株式の内容
- 三 株式会社（種類株式発行会社に限る。）が法第一百八条第一項各号に掲げる事項につき内容の異なる株式を発行することができることとしているときは、各種類の株式の内容（ある種類の株式につき同条第三項の定款の定めがある場合において、当該定款の定めにより株式会社が当該種類の株式の内容を定めていないときは、当該種類の株式の内容の要綱）
- 四 単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元株式数（種類株式発行会社にあつては、各種類の株式の単元株式数）
- 五 次に掲げる定款の定めがあるときは、その規定
 - イ 法第三百三十九条第一項、第四百十条第五項又は第四百四十五条第一号若しくは第二号に規定する定款の定め

- 口 法第六百六十四条第一項に規定する定款の定め
 - 八 法第六百六十七条第三項に規定する定款の定め
 - 二 法第六百六十八条第一項又は第六百六十九条第二項に規定する定款の定め
 - ホ 法第七百七十四条に規定する定款の定め
 - ヘ 法第三百四十七条に規定する定款の定め
 - ト 第二十七条第一号又は第二号に規定する定款の定め
 - 六 株主名簿管理人を置く旨の定款の定めがあるときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所
 - 七 当該株式会社が法の規定により登記すべき事項（法第二百三条第一項第一号から第三号まで及び前各号に掲げる事項を除く。）であつて、当該株式会社に対し募集株式の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対し通知することを請求した事項
 - （申込みをしようとする者に対して通知を要しない場合）
- 第四十二条 法第二百三条第四項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、株式会社が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

一 当該株式会社が証券取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二 当該株式会社が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合

(検査役の調査を要しない市場価格ある有価証券)

第四十三条 法第二百七条第九項第三号に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する有価証券の価格とする方法とする。

一 法第百九十九条第一項第三号の価額を定めた日(以下この条において「価額決定日」という。)における当該有価証券についての最終取引価格

二 価額決定日の属する週の前週の各日における当該有価証券についての最終取引価格の平均額

三 価額決定日において当該有価証券が公開買付け等の対象であるときは、当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

(出資された財産等の価額が不足する場合に責任をとるべき取締役等)

第四十四条 法第二百十三条第一項第一号に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 現物出資財産（法第二百七条第一項に規定する現物出資財産をいう。以下この条において同じ。）の価額の決定に関する職務を行った取締役（委員会設置会社にあつては、執行役を含む。以下この条において同じ。）

二 現物出資財産の価額の決定に関する株主総会の決議があつたときは、当該株主総会において当該現物出資財産の価額に関する事項について説明をした取締役

三 現物出資財産の価額の決定に関する取締役会の決議があつたときは、当該取締役会の決議に賛成した取締役

2 法第二百十三条第一項第二号に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 株主総会に現物出資財産の価額の決定に関する議案を提案した取締役

二 前号の議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会の決議に賛成した取締役

3 法第二百十三条第一項第三号に規定する法務省令で定めるものは、取締役会に現物出資財産の価額の決

定に関する議案を提案した取締役とする。

第七節 株券

(株券喪失登録請求)

第四十五条 法第二百二十三条の規定による請求（以下この条において「株券喪失登録請求」という。）は、この条に定めるところにより、行わなければならない。

2 株券喪失登録請求は、株券喪失登録請求をする者（次項において「株券喪失登録請求者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに喪失した株券の番号を明らかにしてしなければならない。

3 株券喪失登録請求者が株券喪失登録請求をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める資料を株式会社に提供しなければならない。

一 株券喪失登録請求者が当該株券に係る株式の株主又は登録株式質権者として株主名簿に記載又は記録がされている者である場合 株券の喪失の事実を証する資料

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる資料

イ 株券喪失登録請求者が株券喪失登録請求に係る株券を、当該株券に係る株式につき法第二百一十一条

第三号の取得の日として株主名簿に記載又は記録がされている日以後に所持していたことを証する資料

□ 株券の喪失の事実を証する資料

(株券を所持する者による抹消の申請)

第四十六条 法第二百二十五条第一項の規定による申請は、株券を提示し、当該申請をする者の氏名又は名称及び住所を明らかにしてしなければならない。

(株券喪失登録者による抹消の申請)

第四十七条 法第二百二十六条第一項の規定による申請は、当該申請をする株券喪失登録者の氏名又は名称及び住所並びに当該申請に係る株券喪失登録がされた株券の番号を明らかにしてしなければならない。

第八節 雑則

(一)に満たない端数を処理する場合における市場価格)

第四十八条 法第二百三十四条第二項(法第二百三十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する法務省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に

定める額をもって法第二百三十四条第二項に規定する株式の価格とする方法とする。

一 当該株式を市場において行う取引によって売却する場合 当該取引によって売却する価格

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 法第二百三十四条第二項の規定により売却する日（以下この項において「売却日」という。）における当該株式についての最終取引価格

ロ 売却日の属する週の前週の各日における当該株式についての最終取引価格の平均額

ハ 売却日において当該株式が公開買付け等の対象であるときは、当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

2 法第二百三十四条第六項において準用する同条第二項に規定する法務省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって法第二百三十四条第六項において準用する同条第二項の規定により売却する財産の価格とする方法とする。

一 法第二百三十四条第六項に規定する社債又は新株予約権を市場において行う取引によって売却する場合 当該取引によって売却する価格

- 二 前号に掲げる場合以外の場合において社債（新株予約権付社債についての社債を除く。以下この号において同じ。）を売却する場合 次に掲げる額のうちいずれか高い額
- イ 法第二百三十四条第六項において準用する同条第二項の規定により売却する日（以下この項において「売却日」という。）における当該社債についての最終取引価格
- ロ 売却日の属する週の前週の日における当該社債についての最終取引価格の平均額
- 三 第一号に掲げる場合以外の場合において新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあつては、当該新株予約権付社債。以下この号において同じ。）を売却する場合 次に掲げる額のうちいずれか高い額
- イ 売却日における当該新株予約権についての最終取引価格
- ロ 売却日の属する週の前週の日における当該新株予約権についての最終取引価格の平均額
- ハ 売却日において当該新株予約権が公開買付け等の対象であるときは、当該公開買付け等に係る契約における当該新株予約権の価格

第三章 新株予約権

(募集事項の通知等を要しない場合)

第四十九条 法第二百四十条第四項に規定する法務省令で定める場合は、株式会社が同条第二項に規定する期日の二週間前までに、証券取引法の規定に基づき次に掲げる書類(法第二百三十八条第一項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。)の届出又は提出がされている場合(当該書類に記載すべき事項が証券取引法の規定に基づき電磁的方法により提供されている場合を含む。)とする。

一 証券取引法第四条第一項又は第二項の届出をする場合における同法第五条第一項の届出書

二 証券取引法第四条第五項の通知書

三 証券取引法第二十三条の三に規定する発行登録書及び同法第二十三条の八第一項に規定する発行登録

追補書類

四 証券取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書

五 証券取引法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書

六 証券取引法第二十四条の五第四項に規定する臨時報告書

七 企業内容等の開示に関する内閣府令第六条において準用する同令第四条の有価証券通知書

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第五十条 法第二百四十二条第一項第四号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 株式会社が発行することができる株式の総数(種類株式発行会社にあつては、株式会社が発行することができる株式の種類ごとの数)

二 株式会社(種類株式発行会社を除く。)が発行する株式の内容として法第一百七条第一項各号に掲げる事項を定めているときは、当該株式の内容

三 株式会社(種類株式発行会社に限る。)が法第八十八条第一項各号に掲げる事項につき内容の異なる株式を発行することができることとしているときは、各種類の株式の内容(ある種類の株式につき同条第三項の定款の定めがある場合において、当該定款の定めにより株式会社が当該種類の株式の内容を定めていないときは、当該種類の株式の内容の要綱)

四 単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元株式数(種類株式発行会社にあつては、各種類の株式の単元株式数)

五 次に掲げる定款の定めがあるときは、その規定

イ 法第三百三十九条第一項、第四百十条第五項又は第四百四十五条第一号若しくは第二号に規定する定款の定め

ロ 法第六百六十四条第一項に規定する定款の定め

ハ 法第六百六十七条第三項に規定する定款の定め

ニ 法第六百六十八条第一項又は第六百六十九条第二項に規定する定款の定め

ホ 法第七百七十四条に規定する定款の定め

ヘ 法第三百四十七条に規定する定款の定め

ト 第二十七条第一号又は第二号に規定する定款の定め

六 株主名簿管理人を置く旨の定款の定めがあるときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所

七 当該株式会社が法の規定により登記すべき事項（法第二百四十二条第一項第一号から第三号まで及び前各号に掲げる事項を除く。）であつて、当該株式会社に対し募集新株予約権の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対し通知することを請求した事項

（申込みをしようとする者に対して通知を要しない場合）

第五十一条 法第二百四十二条第四項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、株式会社が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

一 当該株式会社が証券取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二 当該株式会社が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合

(新株予約権原簿記載事項の記載等の請求)

第五十二条 法第二百六十条第二項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 新株予約権取得者が新株予約権者として新株予約権原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該新株予約権取得者の取得した新株予約権に係る法第二百六十条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二 新株予約権取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提

供して請求をしたとき。

三 新株予約権取得者が一般承継により当該株式会社の新株予約権を取得した者である場合において、当該一般承継を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

四 新株予約権取得者が当該株式会社の新株予約権を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する資料を提供して請求をしたとき。

2 前項の規定にかかわらず、新株予約権取得者が取得した新株予約権が証券発行新株予約権又は証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権である場合には、法第二百六十条第二項に規定する法務省令で定める場合は、新株予約権取得者が新株予約権証券又は新株予約権付社債券を提示して請求をした場合とする。

（新株予約権取得者からの承認の請求）

第五十三条 法第二百六十三条第二項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 新株予約権取得者が新株予約権者として新株予約権原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該新株予約権取得者の取得した新株予約権に係る法第二百六十三条第一項の規定によ

る請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二 新株予約権取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提示して請求をしたとき。

三 新株予約権取得者が当該株式会社の新株予約権を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する資料を提供して請求をしたとき。

2 前項の規定にかかわらず、新株予約権取得者が取得した新株予約権が証券発行新株予約権又は証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権である場合には、法第二百六十三条第二項に規定する法務省令で定める場合は、新株予約権取得者が新株予約権証券又は新株予約権付社債券を提示して請求をした場合とする。

(新株予約権の行使により株式に端数が生じる場合)

第五十四条 法第二百八十三条第一号に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する株式の価格とする方法とする。

一 新株予約権の行使の日（以下この条及び次条において「行使日」という。）における当該株式についての最終取引価格

二 行使日の属する週の前週の各日における当該株式についての最終取引価格の平均額

三 行使日において当該株式が公開買付け等の対象であるときは、当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

（検査役の調査を要しない市場価格ある有価証券）

第五十五条 法第二百八十四条第九項第三号に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する有価証券の価格とする方法とする。

一 行使日における当該有価証券についての最終取引価格

二 行使日の属する週の前週の各日における当該有価証券についての最終取引価格の平均額

三 行使日において当該有価証券が公開買付け等の対象であるときは、当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

（出資された財産等の価額が不足する場合に責任をとるべき取締役等）

第五十六条 法第二百八十六条第一項第一号に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 現物出資財産（法第二百八十四条第一項に規定する現物出資財産をいう。以下この条において同じ。

）の価額の決定に関する職務を行った取締役（委員会設置会社にあつては、執行役を含む。以下この条において同じ。）

二 現物出資財産の価額の決定に関する株主総会の決議があつたときは、当該株主総会において当該現物出資財産の価額に関する事項について説明をした取締役

三 現物出資財産の価額の決定に関する取締役会の決議があつたときは、当該取締役会の決議に賛成した取締役

2 法第二百八十六条第一項第二号に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 株主総会に現物出資財産の価額の決定に関する議案を提案した取締役

二 前号の議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会の決議に賛成した取締役

3 法第二百八十六条第一項第二号に規定する法務省令で定めるものは、取締役会に現物出資財産の価額の

決定に関する議案を提案した取締役とする。

第四章 機関

第一節 株主総会及び種類株主総会

(株主総会等に関する事項)

第五十七条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定めるべき事項は、別に省令で定めるところによる。

- 一 法第二百九十八条第一項第五号及び第二項
- 二 法第二百一条第一項
- 三 法第二百二条第一項、第三項及び第四項
- 四 法第二百八条第一項
- 五 法第二百十一条第一項
- 六 法第二百十二条第一項
- 七 法第二百十四条
- 八 法第二百十八条第一項

九 法第三百二十五条において準用する前各号に掲げる規定

(欠損額)

第五十八条 法第三百九条第二項第九号ロに規定する法務省令で定める方法は、次の各号に掲げる額のいずれか大きい額をもって欠損の額とする方法とする。

一 零

二 零から分配可能額を減じて得た額

第二節 役員及び会計監査人の選任及び解任

(補欠の会社役員を選任)

第五十九条 法第三百二十九条第二項の規定による補欠の会社役員(執行役を除く。以下この条において同じ。)の選任については、この条の定めるところによる。

2 法第三百二十九条第二項に規定する決議により補欠の会社役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

一 補欠の会社役員の役職名

二 同一の役職につき二人以上の補欠の会社役員を選任するときは、当該補欠の会社役員相互間の優先順位

三 補欠の会社役員について、就任前にその選任決議の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続

3 補欠の会社役員を選任に係る決議が効力を有する期間は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(累積投票)

第六十条 法第三百四十二条第五項に規定する同条第一項の規定による請求があつた場合における取締役の選任に關し必要な事項は、この条の定めるところによる。

2 法第三百四十二条第一項の規定による請求があつた場合には、株主総会の議長(株主総会の議長が存しない場合にあつては、取締役)は、同項の株主総会における取締役の選任の決議に先立ち、同条第三項から第五項までに規定するところにより取締役を選任することを明らかにしなければならない。

3 法第三百四十二条第四項の場合において、投票の同数を得た者が二人以上存することにより同条第一項の株主総会において選任する取締役の数の取締役について投票の最多数を得た者から順次取締役に選任されたものとする。当該株主総会において選任する取締役の数以下の数であつて投票の最多数を得た者から順次取締役に選任されたものとする。投票の最多数を得た者から順次取締役に選任されたものとする。

4 前項に規定する場合において、法第三百四十二条第一項の株主総会において選任する取締役の数から前項の規定により取締役に選任されたものとされた者の数を減じて得た数の取締役は、同条第三項及び第四項に規定するところによらないで、株主総会の決議により選任する。

第三節 取締役

第六十一条 法第三百四十八条第三項第四号に規定する法務省令で定めるべき事項は、別に省令で定めるところによる。

第四節 取締役会

(社債を引き受ける者の募集に際して取締役会が定めるべき事項)

第六十二条 法第三百六十二条第四項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六百七十六条第一号に掲げる事項（一定の期間内に二以上の種類（法第六百八十一条第一号に規定する種類をいう。以下この条において同じ。）の募集社債について法第六百七十六条に規定する募集をするときは、当該期間及び当該種類の募集社債の総額の合計額）

二 法第六百七十六条各号に掲げる事項の決定を取締役に委任する場合において、当該取締役が募集社債の全部又は一部について当該決定をしないことができるものとするときは、その旨

三 法第六百七十六条第三号に掲げる事項の決定を取締役に委任するときは、募集社債の利率の上限

四 法第六百七十六条第九号に掲げる事項の決定を取締役に委任するときは、募集社債の払込金額（同号に規定する払込金額をいう。）の総額の最低金額

（業務の執行の適正化に関する事項）

第六十三条 法第三百六十二条第四項第六号に規定する法務省令で定めるべき事項は、別に省令で定めるところによる。

（取締役会の議事録）

第六十四条 法第三百六十九条第三項の規定による取締役会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 取締役会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 取締役会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 取締役会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は株主が取締役に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 取締役会が法第三百七十三条第二項の取締役会であるときは、その旨

三 取締役会が法第三百六十六条第二項の招集権者を定めた場合において、当該招集権者以外の取締役（法第四百十七条第一項の規定により選定された委員を含む。）の請求により招集されたもの又は当該取締役により招集されたものであるときは、その旨

四 取締役会が法第三百六十七条の規定による株主の請求により招集されたもの又は当該株主により招集されたものであるときは、その旨

五 取締役会が法第三百八十二条第二項の規定による監査役の請求により招集されたもの又は当該監査役

により招集されたものであるときは、その旨

六 取締役会が法第四百十七條第二項の規定による執行役の請求により招集されたもの又は当該執行役により招集されたものであるときは、その旨

七 取締役会の議事の経過の要領及び結果

八 決議を要する事項について特別の利害関係を有する取締役があるときは、その氏名

九 次に掲げる規定により取締役会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の

概要

イ 法第三百六十五條第二項（法第四百十九條第二項において準用する場合を含む。）

ロ 法第三百六十七條第四項

ハ 法第三百七十六條第一項

ニ 法第三百八十二條

ホ 法第三百八十三條第一項

ヘ 法第四百六條

- 十 取締役会に出席した取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は株主の氏名又は名称
- 十一 取締役会の議長が存するときは、その氏名
- 4 次の各号に掲げる場合には、取締役会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
 - 一 法第三百七十条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項
 - イ 取締役会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - ロ イの事項の提案をした取締役の氏名
 - ハ 取締役会の決議があつたものとみなされた日
 - ニ 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名
 - 二 法第三百七十二条の規定により取締役会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項
 - イ 取締役会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ロ 取締役会への報告を要しないものとされた日
 - ハ 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

第五節 会計参与

(会計参与報告の内容)

第六十五条 法第三百七十四条第一項の規定により作成すべき会計参与報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 会計参与が職務を行うにつき会計参与設置会社と合意した事項のうち主なもの
- 二 次に掲げるもの（以下この条において「計算関係書類」という。）のうち、会計参与が作成したものの種類

イ 成立の日における貸借対照表

ロ 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書

ハ 臨時計算書類

ニ 連結計算書類

三 計算関係書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算関係書類作成のための基本となる事項であつて、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

イ 資産の評価基準及び評価方法

- ロ 固定資産の減価償却の方法
 - ハ 引当金の計上基準
 - ニ 収益及び費用の計上基準
 - ホ その他計算関係書類の作成のための基本となる重要な事項
 - 四 計算関係書類の作成に用いた資料の種類その他計算関係書類の作成の過程及び方法
 - 五 前号に規定する資料が次に掲げる事由に該当するときは、その旨及びその理由
 - イ 当該資料が著しく遅滞して作成されたとき。
 - ロ 当該資料の重要な事項について虚偽の記載がされていたとき。
 - 六 計算関係書類の作成に必要な資料が作成されていなかったとき又は適切に保存されていなかったときは、その旨及びその理由
 - 七 会計参与が計算関係書類の作成のために行った報告の徴収及び調査の結果
 - 八 会計参与が計算関係書類の作成に際して取締役又は執行役と協議した主な事項
- (会計参与報告等の備置き)

第六十六条 法第二百七十八条第一項の規定により会計参与が同項各号に掲げるものを備え置く場所（以下この条において「会計参与報告等備置場所」という。）を定める場合には、この条の定めるところによる。

2 会計参与は、当該会計参与である公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人の事務所（会計参与が税理士法（昭和二十六年法律第二百二十七号）第二条第三項の規定により税理士又は税理士法人の補助者として常時同項に規定する業務に従事する者であるときは、その従事する税理士事務所又は所属税理士法人の事務所）の場所の中から会計参与報告等備置場所を定めなければならない。

3 会計参与は、会計参与報告等備置場所として当該株式会社の本店又は支店と異なる場所を定めなければならない。

4 会計参与が会計参与報告等備置場所を定めた場合には、遅滞なく、会計参与設置会社に対し、会計参与報告等備置場所を通知しなければならない。

（会計参与報告等の閲覧）

第六十七条 法第二百七十八条第二項に規定する法務省令で定める場合とは、会計参与である公認会計士若

しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人の業務時間外である場合とする。

第六節 監査役

第六十八条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定めべき事項は、別に省令で定めるところによる。

一 法第三百八十一条第一項

二 法第三百八十四条

三 法第三百八十九条第二項

四 法第三百八十九条第三項

第七節 監査役会

第六十九条 法第三百九十三条第二項の規定による監査役会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 監査役会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 監査役会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 監査役会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない監査役、取締役、会計参与、会計監査人又

は清算人が監査役会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)

二 監査役会の議事の経過の要領及び結果

三 次に掲げる規定により監査役会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の

概要

イ 法第三百五十七条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項（法第四百八十二条第四項において準用する場合を含む。）

ロ 法第三百七十五条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項

ハ 法第三百九十七条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項

四 監査役会に出席した監査役、取締役、会計参与、会計監査人又は清算人の氏名又は名称

五 監査役会の議長が存するときは、その氏名

4 法第三百九十五条の規定により監査役会への報告を要しないとされた場合には、監査役会の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

一 監査役会への報告を要しないものとされた事項の内容

二 監査役会への報告を要しないものとされた日

三 議事録の作成に係る職務を行った監査役の氏名

第八節 会計監査人

第七十条 法第三百九十六条第一項後段の規定により作成すべき監査報告の作成方法その他必要な事項は、別に省令で定めるところによる。

第九節 委員会及び執行役

(委員会の議事録)

第七十一条 法第四百十二条第三項の規定による委員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 委員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 委員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 委員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与又は会計監査人が委員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

- 二 委員会の議事の経過の要領及び結果
- 三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する委員があるときは、その氏名
- 四 委員会が監査委員会である場合において、次に掲げる規定により監査委員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要
 - イ 法第三百七十五条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項
 - ロ 法第三百九十七条第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項
 - 五 委員会に出席した取締役、執行役、会計参与又は会計監査人の氏名又は名称
 - 六 委員会の議長が存するときは、その氏名
- 4 法第四百十四条の規定により委員会への報告を要しないとされた場合には、委員会の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。
 - 一 委員会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - 二 委員会への報告を要しないものとされた日
 - 三 議事録の作成に係る職務を行った委員の氏名

(業務の適正を確保する体制)

第七十二条 法第四百十六条第一項第一号ロ及びホに規定する法務省令で定めるべき事項は、別に省令で定めるところによる。

第十節 役員等の損害賠償責任

第七十三条 法第四百二十五条第一項第一号に規定する法務省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 役員等がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価(当該役員等が当該株式会社の執行役又は支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該執行役又は支配人その他の使用人の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。)として株式会社から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額
 - 二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額
- イ 次に掲げる額の合計額

- (1) 当該役員等が当該株式会社から受けた退職慰労金の額

(2) 当該役員等が当該株式会社の執行役又は支配人その他の使用人を兼ねていた場合における当該執行役としての退職慰労金又は支配人その他の使用人としての退職手当のうち当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3) (1)又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

□ (1)又は(2)に掲げる数のいずれが多い数

(1) 当該役員等がその職に就いていた年数

(2) 当該役員等について法第四百二十五条第一項第一号イから八までに掲げる役員等の区分に応じ、同号イから八までに定める数

2 法第四百二十五条第一項第二号に規定する法務省令で定める方法により算定される額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該役員等が就任後に新株予約権（当該役員等が職務執行の対価として株式会社から受けたものを除く。以下この項において同じ。）を行使した場合 次のイに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（零未満である場合にあつては、零）に当該新株予約権の行使により当該役員等が交付を受けた株式の

数を乗じて得た額

イ 新株予約権の行使時における当該株式の一株当たりの時価

ロ 法第二百三十六条第一項第二号の価額及び法第二百三十八条第一項第三号の払込金額の合計額の当該株式一株当たりの額

二 当該役員等が就任後に新株予約権を譲渡した場合 当該新株予約権の譲渡価額から法第二百三十八条第一項第三号の払込金額を減じて得た額に当該新株予約権の数を乗じた額

3 法第四百二十五条第四項（法第四百二十六条第六項及び第四百二十七条第五項において準用する場合を含む。）に規定する退職慰労金その他の法務省令で定める財産上の利益とは、退職慰労金、役員等が当該株式会社の執行役又は支配人その他の使用人を兼ねていた場合の当該執行役としての退職慰労金又は支配人その他の使用人としての退職手当のうち当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分又はこれらの性質を有する財産上の利益をいう。

第五章 計算等

第一節 通則

第七十四条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定めるべき事項は、別に省令で定めるところによる。

一 法第四百三十二条第一項

二 法第四百三十五条第一項及び第二項（事業報告及びその附属明細書に係る部分を除く。）

三 法第四百三十七条（事業報告に係る部分を除く。）

四 法第四百四十条第一項

五 法第四百四十一条第一項

六 法第四百四十四条第一項及び第六項

七 法第四百四十五条第四項及び第五項

八 法第四百四十六条第一号ホ及び第七号

九 法第四百五十二条

十 法第四百六十一条第二項第二号イ、第五号及び第六号

2 法第四百四十五条第五項に規定する法務省令で定めるべき事項は、別に省令で定めるところによる。

第七十五条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定めるべき事項は、別に省令で定めるところによる。

一 法第四百三十六條第一項及び第二項

二 法第四百三十九條

三 法第四百四十一條第二項及び第四項

四 法第四百四十四條第四項

五 法第四百五十九條第二項

六 法第四百六十條第二項

第二節 事業報告等

(通則)

第七十六條 法第四百三十五條第二項の規定により作成すべき事業報告は、当該株式会社の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の内容となる事項を除く。）をその内容としなければならない。

(公開会社の特則)

第七十七條 株式会社が公開会社である場合には、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を事業報告

の内容としなければならない。

- 一 株式会社の現況に関する事項
 - 二 株式会社の会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していたものであって、当該事業年度の末日までに退任したものを含む。以下この節において同じ。）に関する事項
 - 三 株式会社の株式に関する事項
 - 四 株式会社の新株予約権等に関する事項
- 2 前項第一号に規定する「株式会社の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項（当該株式会社の事業が二以上の部門に分かれている場合にあつては、部門別に区別することが困難である場合を除き、その部門別に区別された事項）とする。
- 一 当該事業年度の末日における主要な事業内容
 - 二 当該事業年度の末日における主要な営業所及び工場並びに使用人の状況
 - 三 当該事業年度の末日において主要な借入先があるときは、その借入先及び借入額
 - 四 当該事業年度における事業の経過及び成果

- 五 当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る。）
 - イ 資金調達
 - ロ 設備投資
 - ハ 事業の譲渡
 - ニ 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受け
 - ホ 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得
 - ヘ 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該株式会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継
- 六 直前三事業年度の財産及び損益の状況
- 七 重要な親会社及び子会社の状況（当該親会社及び子会社との間で通例的でない取引がある場合にあつては、当該取引の内容を含む。）
- 八 対処すべき課題
- 九 前各号に掲げるもののほか、株式会社の現況に関する重要な事項

3 第一項第二号に規定する「株式会社の会社役員に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 氏名（会計参与にあつては、氏名又は名称）

二 地位及び担当

三 他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときは、その重要な事実

四 当該事業年度に係る会社役員（次条に規定する場合にあつては、社外役員を除く。以下この号において同じ。）の報酬等の総額（会社役員の一部につき当該会社役員ごとの報酬等の額を掲げることをとする場合にあつては、当該会社役員ごとの報酬等の額及びその他の会社役員報酬等の総額）

五 当該事業年度中に辞任し、又は解任された会社役員（任期の満了に伴い辞任したもの及び株主総会の決議によつて解任されたものを除く。）があるときは、当該会社役員の名（会計参与にあつては、氏名又は名称）

六 当該事業年度に係る当該株式会社の会社役員（会計参与を除く。以下この号において同じ。）の重要な兼職の状況（第三号に掲げる事項を除く。）

七 監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事

実

八 前各号に掲げるもののほか、株式会社の会社役員（当該事業年度の末日後に就任したものを含む。）に関する重要な事項

4 第一項第三号に規定する「株式会社の株式に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 当該事業年度の末日において議決権（会社役員の選任及び定款の変更に関する議案の全部につき株主総会において議決権を行使することができない株式に係る議決権を除く。以下この号において同じ。）の総数の十分の一以上の数の議決権を有する株主の氏名又は名称及び当該株主の有する議決権の数

二 前号に掲げるもののほか、株式会社の株式に関する重要な事項

5 第一項第四号に規定する「株式会社の新株予約権等に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 当該事業年度の末日において当該株式会社の会社役員が当該株式会社の新株予約権等を有しているときは、次に掲げる者の区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要及び新株予約権等を有する者の人数

イ 当該株式会社の取締役（社外取締役（社外取締役候補者として選任されたもの及び社外取締役であるものとして登記されたものに限る。ロにおいて同じ。）を除き、執行役を含む。）

ロ 当該株式会社の社外取締役

ハ 当該株式会社の取締役（執行役を含む。）以外の会社役員

二 当該事業年度中に次に掲げる者に対して当該株式会社が交付した新株予約権等があるときは、次に掲げる者の区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要及び交付した者の人数

イ 当該株式会社の使用人（当該株式会社の会社役員を兼ねている者を除く。）

ロ 当該株式会社の子会社の役員及び使用人（当該株式会社の会社役員又はイに掲げる者を兼ねている者を除く。）

三 前二号に掲げるもののほか、当該株式会社の新株予約権等に関する重要な事項

6 株式会社が連結計算書類を作成している場合には、第二項各号に掲げる事項については、当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の現況に関する事項とすることができる。

（社外役員等を設けた株式会社の特則）

第七十八条 株式会社が公開会社である場合において、会社役員の全部又は一部が社外役員（社外取締役）社外取締役候補者として選任されたもの及び社外取締役であるものとして登記されたものに限る。）及び

社外監査役（社外監査役候補者として選任されたもの及び社外監査役であるものとして登記されたものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）であるときは、株式会社の会社役員に関する事項には、前条第三項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を含むものとする。

一 社外役員が他の会社（外国会社を含む。）以下この号において同じ。）の業務執行取締役、執行役若しくは業務を執行する社員（他の会社が外国会社である場合にあつては、これらに相当するもの。第三号において同じ。）又は使用人であるときは、その事実及び当該株式会社と当該他の会社との関係

二 社外役員が他の株式会社の社外役員を兼任しているときは、その事実

三 社外役員が当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者（株主総会等に関する法務省令第二条第二項第十二号に規定する特定関係事業者をいう。）の業務執行取締役、執行役若しくは業務を執行する社員又は使用人の三親等内の親族その他これに準ずるものであるときは、その事実

四 各社外役員の当該事業年度における主な活動状況（次に掲げる事項を含む。）

イ 取締役会への出席の状況

ロ 取締役会における発言の状況

八 当該社外役員の意見により株式会社の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更された場合にあつてはその内容

二 当該事業年度中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があるときは、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行った行為及び当該事実の発生の対応として行った行為

五 社外役員と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によつて当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

六 当該事業年度に係る社外役員の報酬等の総額（社外役員の全部又は一部につき当該社外役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合にあつては、当該社外役員ごとの報酬等の額及びその他の社外役員の報酬等の総額）

七 当該社外役員が当該株式会社の親会社又は当該親会社の子会社（当該株式会社を除く。）から役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の額

八 当該株式会社、当該株式会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等以外の財産上の利益を受けている社外役員があるときは、当該社外役員が受けた財産上の利益の状況

九 社外役員が過去五年以上当該株式会社の社外役員となつておりときは、その旨

十 社外役員についての前各号に掲げる事項の内容に対して当該社外役員の意見があるときは、その意見

(会計監査人設置会社の特則)

第七十九条 株式会社が会計監査人設置会社である場合には、次に掲げる事項(株式会社が公開会社でない場合にあつては、第二号から第五号までに掲げる事項を除く。)を事業報告の内容としなければならない。

- 一 会計監査人の氏名又は名称
- 二 当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額
- 三 会計監査人に就職してからの年数
- 四 会計監査人に対して公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第二条第一項の業務以外の業務(以下この号において「非監査業務」という。)の対価を支払つておりときは、その非監査業務の内容

- 五 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
- 六 会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項
- 七 会計監査人が過去五年間に業務の停止の処分を受けた者であるときは、当該処分に係る事項
- 八 会計監査人と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）
- 九 法第四百五十九条第一項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針
- 2 株式会社法第四百四十四条第三項に規定する大会社である場合には、次に掲げる事項を事業報告の内容としなければならない。
 - 一 当該株式会社の会計監査人である公認会計士又は監査法人に当該株式会社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（当該事業年度に係る連結損益計算書に計上すべきものに限る。）

）
二 当該株式会社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が当該株式会社の子会社（重要なものに限り。）の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（法又は証券取引法（外国におけるこれらの法律に相当する法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

（株式会社の支配に関する基本方針）

第八十条 株式会社が当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めている場合には、次に掲げる事項をも事業報告の内容としなければならない。

一 基本方針の内容

二 次に掲げる取組みの具体的な内容

イ 当該株式会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な

取組み

口 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

三 前号の取組みの次に掲げる要件への該当性に関する当該株式会社の取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の判断及びその判断に係る理由（当該理由が社外役員の存否に関する事項のみである場合における当該事項を除く。）

イ 当該取組みが基本方針に沿うものであること。

ロ 当該取組みが当該株式会社の価値又は株主の利益を損なうものではないこと。

ハ 当該取組みが当該株式会社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

（事業報告の附属明細書）

第八十一条 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容とするものでなければならぬ。この場合において、株式会社が公開会社であるときは、次に掲げる事項を事業報告の附属明細書の内容としなければならない。

一 他の会社の業務執行取締役（執行役を含む。）を兼ねる会社役員（会計参与を除く。）についての兼

務の状況の明細（当該他の会社の事業が当該株式会社の事業と同一の部類のものであるときは、その旨を含む。）

二 第三者との間の取引であつて、当該株式会社と会社役員又は支配株主（当該株式会社の親会社又は当該株式会社の総株主の議決権（会社役員を選任及び定款の変更に關する議案の全部につき株主總會において議決権を行使することができない株式に係る議決権の数を除く。）の過半数を有する株主（当該株式会社の親会社を除く。）をいう。）との利益が相反するものの明細

（事業報告等の株主への提供）

第八十二条 法第四百三十七条の規定により株主に対して行う事業報告（監査役設置会社（監査役会設置会社を除く。）にあつては監査役の監査報告、監査役会設置会社にあつては監査役会の監査報告、委員会設置会社にあつては監査委員会の監査報告を含む。以下この条において「提供事業報告」という。）の提供は、次の各号に掲げる定時株主總會の招集通知の方法に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

一 書面の提供 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める方法

イ 提供事業報告が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

ロ 提供事業報告が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供

イ 提供事業報告が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 提供事業報告が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供

第三節 貸借対照表等の公開

第八十三条 法第四百四十条第三項の規定による措置は、第五条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行わなければならない。

第四節 資本金等の額の減少

(欠損額)

第八十四条 法第四百四十九条第一項第二号に規定する法務省令で定める方法は、次の各号に掲げる額のい
ずれか大きい額をもって欠損の額とする方法とする。

一 零

二 零から分配可能額を減じて得た額

(計算書類に関する事項)

第八十五条 法第四百四十九条第二項第二号に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貸借対照表又はその要旨につき法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしているときは、次に掲げるもの

イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ハ 電子公告により公告をしているときは、法第九百十一条第三項第二十九号イに掲げる事項

二 貸借対照表につき法第四百四十条第三項に規定する措置を執っているときは、法第九百十一条第三項第二十七号に掲げる事項

三 株式会社が法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しているときは、その旨

四 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第二十八条の規定により法第四百四十条の規定が適用されないときは、その旨

五 最終事業年度がないときは、その旨

六 前各号に掲げる場合以外の場合には、最終事業年度に係る株式会社の計算に関する法務省令（平成十八年法務省令第 号）第五編第二章の規定による貸借対照表の要旨の内容

第五節 剰余金の配当等

（金銭分配請求権が行使される場合）

第八十六条 法第四百五十五条第二項第一号に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって配当財産の価格とする方法とする。

一 法第四百五十四条第四項第一号の期間の末日（以下この条において「行使期限日」という。）における当該配当財産についての最終取引価格

二 行使期限日の属する週の前週の各日における当該配当財産についての最終取引価格の平均額

三 行使期限日において当該配当財産が公開買付け等の対象であるときは、当該公開買付け等に係る契約における当該配当財産の価格

2 法第四百五十六条の規定により法第四百五十五条第二項後段の規定の例によることとされる場合における前項第一号の規定の適用については、同号中「法第四百五十四条第四項第一号の期間の末日」とあるのは、「剰余金の配当がその効力を生ずる日」とする。

（剰余金の配当等に関して責任をとるべき取締役等）

第八十七条 法第四百六十二条第一項各号列記以外の部分に規定する法務省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 法第四百六十一条第一項第一号に掲げる行為 次に掲げる者

イ 株式の買取りによる金銭等の交付に関する職務を行った取締役（執行役を含む。以下この条におい

て同じ。)

ロ 法第四百十条第二項の株主総会において株式の買取りに関する事項について説明をした取締役

ハ 分配可能額の計算に関する報告を監査役又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役

二 法第四百六十一条第一項第二号に掲げる行為 次に掲げる者

イ 株式の取得による金銭等の交付に関する職務を行った取締役

ロ 法第五百五十六条第一項の規定による決定に係る株主総会において株式の取得に関する事項について説明をした取締役

ハ 法第五百五十六条第一項の規定による決定に係る取締役会において株式の取得に賛成した取締役

二 分配可能額の計算に関する報告を監査役又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役

三 法第四百六十一条第一項第三号に掲げる行為 次に掲げる者

イ 株式の取得による金銭等の交付に関する職務を行った取締役

□ 法第百五十七条第一項の規定による決定に係る株主総会において株式の取得に関する事項について説明をした取締役

八 法第百五十七条第一項の規定による決定に係る取締役会において株式の取得に賛成した取締役
二 分配可能額の計算に関する報告を監査役又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役

四 法第百六十一条第一項第四号に掲げる行為 次に掲げる者

イ 株式の取得による金銭等の交付に関する職務を行った取締役

□ 法第百七十一条第一項の株主総会において株式の取得に関する事項について説明をした取締役

八 分配可能額の計算に関する報告を監査役又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役

五 法第百六十一条第一項第五号に掲げる行為 次に掲げる者

イ 株式の買取りによる金銭等の交付に関する職務を行った取締役

□ 法第百七十五条第一項の株主総会において株式の買取りに関する事項について説明をした取締役

八 分配可能額の計算に関する報告を監査役又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役

六 法第四百六十一条第一項第六号に掲げる行為 次に掲げる者

イ 株式の買取りによる金銭等の交付に関する職務を行った取締役

ロ 法第百九十七条第三項後段の規定による決定に係る株主総会において株式の買取りに関する事項について説明をした取締役

八 法第百九十七条第三項後段の規定による決定に係る取締役会において株式の買取りに賛成した取締役

二 分配可能額の計算に関する報告を監査役又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役

七 法第四百六十一条第一項第七号に掲げる行為 次に掲げる者

イ 株式の買取りによる金銭等の交付に関する職務を行った取締役

ロ 法第二百三十四条第四項後段の規定による決定に係る株主総会において株式の買取りに関する事項

について説明をした取締役

八 法第二百三十四条第四項後段の規定による決定に係る取締役会において株式の買取りに賛成した取締役

二 分配可能額の計算に関する報告を監査役又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役

八 法第四百六十一条第一項第八号に掲げる行為 次に掲げる者

イ 剰余金の配当による金銭等の交付に関する職務を行った取締役

ロ 法第四百五十四条第一項の規定による決定に係る株主総会において剰余金の配当に関する事項について説明をした取締役

八 法第四百五十四条第一項の規定による決定に係る取締役会において剰余金の配当に賛成した取締役

二 分配可能額の計算に関する報告を監査役又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役

九 法第一百六条第一項各号の行為に係る同項の規定による請求に応じてする株式の取得 株式の取得に

よる金銭等の交付に関する職務を行った取締役及び次のイからニまでに掲げる行為の区分に応じ、当該イからニまでに定める者

イ その発行する全部の株式の内容として法第一百七条第一項第一号に掲げる事項についての定めを設ける定款の変更 次に掲げる者

(1) 株主総会に当該定款の変更に関する議案を提案した取締役

(2) (1)の議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会において当該提出に賛成した取締役

ロ ある種類の株式の内容として法第一百八条第一項第四号又は第七号に掲げる事項についての定めを設ける定款の変更 次に掲げる者

(1) 株主総会に当該定款の変更に関する議案を提案した取締役

(2) (1)の議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会において当該提出に賛成した取締役

ハ 法第一百六条第一項第三号に規定する場合における同号イに掲げる行為 次に掲げる者

(1) 当該行為が株主総会の決議に基づいて行われたときは、当該株主総会に当該行為に関する議案を提案した取締役

(2) (1)の議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会において当該提出に賛成した取締役

(3) 当該行為が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会において当該行為に賛成した取締役

二 法第一百六条第一項第三号に規定する場合における同号口からへまでに掲げる行為 次に掲げる者

(1) 当該行為に関する職務を行った取締役

(2) 当該行為が株主総会の決議に基づいて行われたときは、当該株主総会に当該行為に関する議案を提案した取締役

(3) (2)の議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会において当該提出に賛成した取締役

(4) 当該行為が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会において当該行為に賛成し

た取締役

十 法第四百六十五条第一項第四号に掲げる行為 株式の取得による金銭等の交付に関する職務を行った取締役

十一 法第四百六十五条第一項第五号に掲げる行為 次に掲げる者

イ 株式の取得による金銭等の交付に関する職務を行った取締役

ロ 法第一百七条第二項第三号イの事由が株主総会の決議に基づいて生じたときは、当該株主総会に当該行為に関する議案を提案した取締役

ハ ロの議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会において当該提出に賛成した取締役

ニ 法第一百七条第二項第三号イの事由が取締役会の決議に基づいて生じたときは、当該取締役会において当該決議に賛成した取締役

2 法第四百六十二条第一項第一号イに規定する法務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 株主総会に議案を提案した取締役

二 前号の議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会において当該提出に賛成した取締役

3 法第四百六十二条第一項第一号ロに規定する法務省令で定めるものは、取締役会に議案を提案した取締役とする。

第六章 事業の譲渡等

(総資産の額)

第八十八条 法第四百六十七条第一項第二号に規定する法務省令で定める方法は、第一号から第八号までに掲げる額の合計額から第九号に掲げる額を減じて得た額をもって株式会社の総資産額とする方法とする。

一 資本金の額

二 資本準備金の額

三 利益準備金の額

四 法第四百四十六条に規定する剰余金の額

五 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、株式会社の成立の日。以下この条におい

て同じ。)において純資産の部に計上した額から株主資本及び新株予約権に係る額を減じて得た額

六 最終事業年度の末日において負債の部に計上した額

七 最終事業年度の末日後に吸収合併、吸収分割による他の会社の事業に係る権利義務の承継又は他の会社(外国会社を含む。)の事業の全部の譲受けをしたときは、これらの行為により承継した負債の額

八 新株予約権の帳簿価額

九 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額

(純資産の額)

第八十九条 法第四百六十七条第一項第五号ロに規定する法務省令で定める方法は、第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額(当該額が五百万円を下回る場合にあつては、五百万円)をもって株式会社の純資産額とする方法とする。

一 資本金の額

二 資本準備金の額

三 利益準備金の額

四 法第四百四十六条に規定する剰余金の額

五 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、株式会社の成立の日）において純資産の部に計上した額から株主資本及び新株予約権に係る額を減じて得た額

六 新株予約権の帳簿価額

七 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額

（特別支配）

第九十条 法第四百六十八条第一項に規定する法務省令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一 法第四百六十八条第一項に規定する他の会社がその持分の全部を有する法人（株式会社を除く。）

二 法第四百六十八条第一項に規定する他の会社及び特定完全子法人（当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社及び前号に掲げる法人をいう。以下この条において同じ。）又は特定完全子法人がその持分の全部を有する法人

2 前項第二号の規定の適用については、同号に掲げる法人は、特定完全子法人とみなす。

（純資産の額）

第九十一条 法第四百六十八条第二項第二号に規定する法務省令で定める方法は、第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあつては、五百万円）をもつて株式会社の純資産額とする方法とする。

一 資本金の額

二 資本準備金の額

三 利益準備金の額

四 法第四百四十六条に規定する剰余金の額

五 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、株式会社の成立の日）において純資産の部に計上した額から株主資本及び新株予約権に係る額を減じて得た額

六 新株予約権の帳簿価額

七 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額

（法第四百六十八条第三項に規定する株式の数）

第九十二条 法第四百六十八条第三項に規定する法務省令で定める数は、次に掲げる数のいずれか小さい数

とする。

- 一 特定株式（法第四百六十八条第三項に規定する行為に係る同項に規定する株主総会において議決権を行使することができるところを内容とする株式をいう。以下この条において同じ。）の総数に二分の一（同項の決議が成立するための要件として当該特定株式の議決権の総数の一定の割合以上の議決権を有する株主が出席しなければならない旨の定款の定めがある場合にあつては、当該一定の割合）を乗じて得た数に三分の一（同項の決議が成立するための要件として当該株主総会に出席した当該特定株主（特定株式の株主をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の総数の一定の割合以上の多数が賛成しなければならない旨の定款の定めがある場合にあつては、一から当該一定の割合を減じて得た割合）を乗じて得た数に一を加えた数
- 二 法第四百六十八条第三項に規定する行為に係る同項に規定する決議が成立するための要件として一定の数以上の特定株主の賛成を要する旨の定款の定めがある場合において、特定株主の総数から株式会社に対して当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の数を減じて得た数が当該一定の数未満となるるときにおける当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

三 法第四百六十八条第三項に規定する行為に係る同項に規定する決議が成立するための要件として前二
号の定款の定め以外の定款の定めがある場合において、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の
全部が同項に規定する株主総会において反対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に反
対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

四 定款で定めた数

第七章 解散

第九十三条 法第四百七十二条第一項の届出（以下この条において「届出」という。）は、書面でしなけれ
ばならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、株式会社の代表者又は代理人が記名押印しなければなら
ない。

- 一 株式会社の商号及び本店並びに代表者の氏名及び住所
- 二 代理人によって届出をするときは、その氏名及び住所
- 三 まだ事業を廃止していない旨

四 届出の年月日

五 登記所の表示

- 3 代理人によつて届出をするには、第一項の書面にその権限を証する書面を添付しなければならない。
- 4 第一項又は前項の書面に押印すべき株式会社の代表者の印鑑は、商業登記法（昭和三十八年法律第二百一十五号）第二十条の規定により提出したものでなければならない。ただし、法第四百七十二条第二項の規定による通知に係る書面を提出して届出をする場合は、この限りでない。

第八章 清算

第一節 総則

（業務の適正を確保する体制）

第九十四条 法第四百八十二条第三項第四号に規定する法務省令で定める事項は、別に省令で定めるところによる。

（清算人に決定を委任することができない事項）

第九十五条 法第四百八十九条第六項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六百七十六条第一号に掲げる事項（一定の期間内に二以上の種類（法第六百八十一条第一号に規定する種類をいう。以下この条において同じ。）の募集社債について法第六百七十六条に規定する募集をするときは、当該期間及び当該種類の募集社債の総額の合計額）

二 法第六百七十六条各号に掲げる事項の決定を清算人に委任する場合において、当該取締役が募集社債の全部又は一部について当該決定をしないことができるものとするときは、その旨

三 法第六百七十六条第三号に掲げる事項の決定を清算人に委任するときは、募集社債の利率の上限

四 法第六百七十六条第九号に掲げる事項の決定を清算人に委任するときは、募集社債の払込金額（同号に規定する払込金額をいう。）の総額の最低金額

（業務の適正を確保する体制）

第九十六条 法第四百八十九条第六項第六号に規定する法務省令で定める事項は、別に省令で定めるところによる。

（清算株式会社の計算）

第九十七条 法第四百九十二条第一項及び第四百九十四条第一項に規定する法務省令で定めるべき事項は、

別に省令で定めるところによる。

(事務報告等)

第九十八条 法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度（同項に規定する清算事務年度をいう。以下この編において同じ。）に係る事務報告には、清算に係る事務の執行の状況に係る重要な事項を表示しなければならない。

2 法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る事務報告の附属明細書には、事務報告の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

(清算株式会社の監査)

第九十九条 法第四百九十五条第一項に規定する法務省令で定めべき事項は、別に省令で定めるところによる。

(金銭分配請求権が行使される場合)

第一百条 法第五百五条第三項第一号に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって残余財産の価格とする方法とする。

一 法第五百五条第一項第一号の期間の末日（以下この条において「行使期限日」という。）における当該残余財産についての最終取引価格

二 行使期限日の属する週の前週の各日における当該残余財産についての最終取引価格の平均額

三 行使期限日において当該残余財産が公開買付け等の対象であるときは、当該公開買付け等に係る契約における当該残余財産の価格

2 法第五百六条の規定により法第五百五条第三項後段の規定の例によることとされる場合における前項第一号の規定の適用については、同号中「法第五百五条第一項第一号の期間の末日」とあるのは、「残余財産の分配をする日」とする。

（決算報告）

第一百一条 法第五百七条第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な科目に細分することができる。

一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によって得た収入の額

二 債務の弁済、清算に係る費用の支払いその他の行為による費用の額

三 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）

四 一株当たりの分配額（種類株式発行会社にあつては、各種類の株式一株当たりの分配額）

2 前項第一号及び第二号に掲げる事項については、これらの規定に掲げる行為を行った日又は期間を注記しなければならない。

3 第一項第四号に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 残余財産の分配を完了した日

二 残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額

4 第一項に規定する決算報告は、清算株式会社の会計帳簿に基づき作成しなければならない。

（自己株式を取得することができる場合）

第二百二条 法第五百九条第二項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該清算株式会社が有する他の法人等の株式等につき当該他の法人等が行う剰余金の配当又は残余財産の分配（これらに相当する行為を含む。）により当該株式会社の株式の交付を受ける場合

二 当該清算株式会社が有する他の法人等の株式等につき当該他の法人等が行う次に掲げる行為に際して当該株式等と引き換えに当該株式会社の株式の交付を受ける場合

イ 組織変更

ロ 合併

ハ 株式交換（法以外の法令（外国の法令を含む。）に基づく株式交換に相当する行為を含む。）

ニ 取得条項付株式（これに相当する株式等を含む。）の取得

ヘ 全部取得条項付株式（これに相当する株式等を含む。）の取得

三 清算株式会社が有する他の法人等の新株予約権等を当該他の法人等が当該新株予約権等の定めに基づき当該新株予約権等の取得することと引き換えに当該株式会社の株式の交付をする場合

四 清算株式会社が清算株式会社となる前に次に掲げる行為をした場合における次に定める当該株式会社の株式

イ 法第百十六条第一項各号のいずれかに掲げる場合に該当する行為 当該行為に係る同条第五項の株

式

ロ 法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等 当該事業譲渡等に係る法第四百六十九条第五項の株式

ハ 吸収分割 当該吸収分割に係る法第七百八十五条第五項の株式

ニ 吸収合併 当該吸収合併に係る法第七百九十七条第五項の株式

ホ 吸収分割による他の会社が事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継 当該行為に係る法第七百九十七条第五項の株式

ヘ 株式会社による他の株式会社の発行済株式全部の取得 当該行為に係る法第七百九十七条第五項の株式

ト 新設分割 当該新設分割に係る法第八百六条第五項の株式

五 清算株式会社が清算株式会社となる前に法第九十二条第一項の規定による請求があつた場合における当該請求に係る同条第二項の株式

第二節 特別清算

第二百三条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定めるべき事項は、別に省令で定めるところによる。

- 一 法第五百三十六條第一項第二号
- 二 法第五百四十八條第一項第四号
- 三 法第五百五十條第一項
- 四 法第五百五十一條第一項及び第二項
- 五 法第五百五十六條第二項
- 六 法第五百五十七條第一項
- 七 法第五百六十一條

第三編 持分会社

第四百條 次に掲げる規定に規定する法務省令で定めるべき事項は、別に省令で定めるところによる。

- 一 法第六百十五條第一項
- 二 法第六百十七條第一項及び第二項
- 三 法第六百二十條第二項
- 四 法第六百二十三條第一項

五 法第六百二十六条第三項第四号

六 法第六百三十一条第一項

七 法第六百三十五条第二項、第三項及び第五項

八 法第六百五十八条第一項

九 法第六百六十九条第一項及び第二項

第四編 社債

第一章 総則

(募集事項)

第一百五条 法第六百七十六条第十二号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 数回に分けて募集社債と引換えに金銭の払込みをさせるときは、その旨及び各払込みの期日における払込金額（法第六百七十六条第九号に規定する払込金額をいう。）

二 他の会社と合同して募集社債を発行するときは、その旨及び各会社の負担部分

三 募集社債と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産を給付する旨の契約を締結するとき

、その契約の内容

四 法第七百二条の規定による委託に係る契約において法に規定する社債管理者の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容

五 法第七百十一条第二項に規定する事由

(通知事項)

第百六条 法第六百七十七条第一項第三号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 社債管理者を定めたときは、その名称及び住所

二 社債原簿管理人を定めたときは、その氏名又は名称及び住所

(通知を要しない場合)

第百七条 法第六百七十七条第四項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、会社が同条第一項各号に規定する事項を提供している場合とする。

一 会社が証券取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二 会社が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合

三 長期信用銀行法（昭和五十七年法律第百八十七号）第十一条第四項の規定に基づく公告により同項各号の事項を提供している場合

（社債原簿）

第百八条 法第六百八十一条第一号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 社債の利率
- 二 社債の償還の方法及び期限
- 三 利息支払の方法及び期限
- 四 社債券を発行するときは、その旨
- 五 社債権者が法第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨
- 六 社債管理者が社債権者集会の決議によらずに法第七百六条第一項第二号に掲げる行為をすることができるときとするときは、その旨
- 七 他の会社と合同して募集社債を発行するときは、その旨及び各会社の負担部分

八 社債管理者を定めるときは、その名称及び住所並びに法第七百二条の規定による委託に係る契約の内容

九 社債原簿管理人を定めるときは、その氏名又は名称及び住所

(社債原簿記載事項)

第百九条 法第六百八十一条第七号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 募集社債と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産の給付があつたときは、その財産の価額及び給付の日

二 社債権者が募集社債と引換えにする金銭の払込みをする債務と会社に対する債権とを相殺したときは、その債権の額及び相殺をした日

(閲覧権者)

第百十条 法第六百八十四条第二項に規定する法務省令で定める者は、社債権者その他の社債を発行した会社の債権者並びに株主及び社員とする。

(名義書換)

第百十一条 法第六百九十一条第二項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 社債取得者が社債権者として社債原簿に記載され、若しくは記録された者又はその一般承継人に対して当該社債取得者の取得した社債に係る法第六百九十一条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二 社債取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

三 社債取得者が一般承継により当該会社の社債を取得した者である場合において、当該一般承継を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

四 社債取得者が当該会社の社債を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する資料を提供して請求をしたとき。

2 前項の規定にかかわらず、社債取得者が取得した社債が社債券を発行する定めがあるものである場合には、法第六百九十一条第二項に規定する法務省令で定める場合は、社債取得者が社債券を提示して請求を

した場合とする。

第二章 社債管理者

(管理会社設置)

第十二条 法第七百二条に規定する法務省令で定める場合は、社債の総額を各社債の金額の最低額で除して得た数が五十を下回る場合とする。

(管理者)

第十三条 法第七百三条第三号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第五条第一項の免許を受けた者
- 二 長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行
- 三 農林中央金庫
- 四 商工組合中央金庫
- 五 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合又は農業協同組合連合

会

六 信用協同組合又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

七 信用金庫又は信用金庫連合会

八 労働金庫連合会

九 保険業法第二条第二項に規定する保険会社

(特別の関係)

第百十四条 法第七百十条第二項第二号(法第七百十二条において準用する場合を含む。)に規定する法務省令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 法人の総社員又は総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者(以下この条において「支配社員」という。)と当該法人(以下この条において「被支配法人」という。)との関係

二 被支配法人とその支配社員の他の被支配法人との関係

2 支配社員とその被支配法人が合わせて他の法人の総社員又は総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合には、当該他の法人も、当該支配社員の被支配法人とみなして前項の規定を適用する。

第三章 社債権者集会

(社債権者集会の招集の決定事項)

第百十五条 法第七百十九条第四号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次条の規定により社債権者集会参考書類に記載すべき事項

二 特定の時(社債権者集会の日時以前の時であつて、法第七百二十条第一項の規定により通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。)をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

三 法第七百十九条第三号に掲げる事項を定めたときは、次に定める事項

イ 特定の時(社債権者集会の日時以前の時であつて、法第七百二十条第一項の規定により通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。)をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ロ 法第七百二十条第二項の承諾をした社債権者に対しては当該社債権者の請求があつた時に法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面(同項に規定する議決権行使書面をいう。以下この編において同じ。)の交付(当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む

。をしなければならないこととするときは、その旨

八一の社債権者が法第七百二十六条第一項及び第七百二十七条第一項の規定により議決権を行使した

場合における当該社債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

二 第七百十七条第三項の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

(社債権者集会参考書類)

第一百十六条 法第七百二十一条第一項の規定により交付すべき社債権者集会参考書類に記載すべき事項は、

次の掲げる事項とする。

一 議案

二 議案の提案の理由

三 議案が代表社債権者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項

イ 候補者の氏名又は名称

ロ 候補者の略歴

八 候補者が社債発行会社又は社債管理者と特別の利害関係があるときは、その要旨

四 前三号に掲げるもののほか、社債権者の議決権の行使について参考となると認める事項

(議決権行使書面)

第一百七十七条 法第七百二十一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第七百二十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、この条の定めるところによる。

2 議決権行使書面には、議案ごとに、社債権者が賛否を記載する欄を設けなければならない。ただし、別に棄権の欄を設けることを妨げない。

3 第一百五十五条第三号二に掲げる事項を定めた場合には、議決権行使書面には、前項に規定する記載のない議決権行使書面が招集者（法第七百十九条に規定する招集者をいう。以下この章において同じ。）に提出されたときにおける各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容を記載しなければならない。

4 議決権行使書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 議決権を行使すべき社債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数

二 書面による議決権の行使の期限

三 第百十五号第三号八に掲げる事項を定めたときは、当該事項

5 法第七百二十二条第一項又は第二項の規定により議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合における前項第二号の規定の適用については、同号中「書面による」とあるのは、「電磁的方法による」とする。

6 第百十五号第三号口に定める事項を定めた場合には、招集者は、法第七百二十条第二項の承諾をした社債権者の請求があつた時に、法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行ふ電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

（書面による議決権行使の期限）

第百十八号 法第七百二十六号第二項に規定する法務省令で定める時は、社債権者集会の日の直前の招集者の営業時間の終了時（第百十五号第二号に規定する場合にあっては、同号の特定の時）とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第百十九号 法第七百二十七号第一項に規定する法務省令で定める時は、社債権者集会の日の直前の招集者

の営業時間の終了時（第百十五条第三号イに規定する場合にあつては、同号イの特定の時）とする。

（議事録）

第二百二十条 法第七百三十一条第一項の規定による社債権者集会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 社債権者集会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 社債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 社債権者集会が開催された日時及び場所

二 社債権者集会の議事の経過の要領及びその結果

三 法第七百二十九条第一項の規定により社債権者集会において述べられた意見があるときは、その意見

の概要

四 社債権者集会に出席した社債発行会社の代表者又は社債管理者の氏名又は名称

五 社債権者集会の議長が存するときは、議長の氏名

六 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称

第五編 組織再編

第二百一十一条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定めるべき事項は、別に省令で定めるところによる。

- 一 法第七百五十八条第八号イ
- 二 法第七百六十条第七号イ
- 三 法第七百六十二条第十二号イ
- 四 法第七百六十五条第一項第八号イ
- 五 法第七百七十五条第一項
- 六 法第七百七十九条第二項第二号
- 七 法第七百八十二条第一項
- 八 法第七百八十三条第二項及び第三項
- 九 法第七百八十四条第三項
- 十 法第七百八十九条第二項第三号
- 十一 法第七百九十一条第一項第一号及び第二号

- 十二 法第七百九十四条第一項及び第三項
- 十三 法第七百九十五条第二項第一号及び第三号
- 十四 法第七百九十六条第三項第二号及び第四項
- 十五 法第七百九十九条第一項第三号（法第八百二条第二項において準用する場合を含む。）
- 十六 法第七百九十九条第二項第三号
- 十七 法第八百一条第一項及び第二項並びに同条第六項において読み替えて準用する同条第四項
- 十八 法第八百三条第一項
- 十九 法第八百五条
- 二十 法第八百十条第二項第三号
- 二十一 法第八百十一条第一項第一号及び第二号
- 二十二 法第八百十五条第一項、第二項及び第三項第一号

第六編 外国会社

（計算書類の公告）

第二百二十二条 外国会社が法第八百十九条第一項の規定により貸借対照表に相当するもの（以下この条において「外国貸借対照表」という。）の公告をする場合には、外国貸借対照表に関する注記（注記に相当するものを含む。）の部分省略することができる。

2 法第八百十九条第二項に規定する「外国貸借対照表の要旨」とは、外国貸借対照表を次に掲げる項目（当該項目に相当するものを含む。）に分類したものをいう。

一 資産の部

イ 流動資産

ロ 固定資産

ハ その他

二 負債の部

イ 流動負債

ロ 固定負債

ハ その他

三 純資産の部

イ 資本金及び資本剰余金

ロ 利益剰余金

ハ その他

3 外国会社が法第八百十九条第一項の規定による外国貸借対照表の公告又は同条第二項の規定による外国貸借対照表の要旨の公告をする場合において、当該外国貸借対照表が日本語以外の言語で作成されているときは、当該外国会社は、当該公告を日本語をもつてすることを要しない。

4 外国貸借対照表が存しない外国会社については、当該外国会社に株式会社の計算に関する法務省令の規定を適用することとしたならば作成されることとなるものを外国貸借対照表とみなして、前三項の規定を適用する。

(法第八百十九条第三項の規定による措置)

第二百二十三条 法第八百十九条第三項の規定による措置は、第五条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行わなければならない。

第七編 雜則

第一章 訴訟

(法務省令で定める方法)

第二百二十四条 法第八百四十七条第一項の法務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 書面

二 電磁的方法

2 前項に掲げる方法による請求は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

一 被告となるべき者

二 民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第五十三条第一項に規定する事項

第二百二十五条 法第八百四十七条第四項の法務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 書面

二 電磁的方法

2 前項に掲げる方法による通知は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

- 一 株式会社が行った調査の方法（調査において調べた証拠を含む。）及び結果
- 二 請求対象者（次に掲げる者をいう。次号において同じ。）の責任の有無についての判断
 - イ 発起人
 - ロ 設立時取締役及び設立時監査役
 - ハ 役員等
 - ニ 清算人
 - ホ 法第二百二十条第三項の利益の供与を受けた者
 - ヘ 法第二百十二条第一項の義務を負う募集株式の引受人
 - ト 法第二百八十五条第一項の義務を負う募集新株予約権の引受人
- 三 請求対象者に損害を賠償する責任があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

（完全親会社）

第二百二十六条 法第八百五十一条第一項第一号（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）以下

この条において同じ。)に規定する法務省令で定める株式会社は、ある株式会社又は当該ある株式会社の完全子会社(当該ある株式会社が発行済株式の全部を有する株式会社をいう。次項において同じ。)が法第八百五十一条第一項第一号の特定の株式会社の発行済株式の全部を有する場合における当該ある株式会社とする。

2 前項の規定の適用については、同項のある株式会社又は当該ある株式会社の完全子会社が他の株式会社の発行済株式の全部を有する場合における当該他の株式会社は、完全子会社とみなす。

第二章 登記

第二百二十七条 次の各号に掲げる規定に規定する法務省令で定めるものは、当該各号に定める行為をするために使用する自動公衆送信装置のうち当該行為をするための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

一 法第九百十一条第三項第二十七号 法第四百四十条第三項の規定による措置

- 二 法第九百十一条第三項第二十九号イ 株式会社が行う電子公告
- 三 法第九百十二条第九号イ 合名会社が行う電子公告
- 四 法第九百十三条第十一号イ 合資会社が行う電子公告
- 五 法第九百十四条第十号イ 合同会社が行う電子公告
- 六 法第九百三十二条第二項第四号 法第八百十九条第三項に規定する措置
- 七 法第九百三十三条第二項第六号イ 外国会社が行う電子公告
- 2 法第九百十一条第三項第二十九号に規定する場合には、同号イに掲げる事項であつて、決算公告（法第四百四十条第一項の規定による公告をいう。以下この項において同じ。）の内容である情報の提供を受けるものを、当該事項であつて決算公告以外の公告の内容である情報の提供を受けるものと別に登記することができる。

第三章 公告

第二百二十八条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定めるべき事項は、別に省令で定めるところによる。

一 法第九百四十一条

- 二 法第九百四十四条第一項（法第九百四十五条第二項において準用する場合を含む。）
- 三 法第九百四十六条第二項から第四項まで
- 四 法第九百四十七条
- 五 法第九百四十九条第二項
- 六 法第九百五十条
- 七 法第九百五十一条第二項第三号
- 八 法第九百五十五条第一項
- 九 法第九百五十六条第二項
- 十 法第九百五十七条第二項

第四章 情報通信の技術の利用

（定義）

第二百二十九条 この章において使用する用語は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。）において使用する用

語の例による。

(主務省令で定める保存)

第三百十条 電子文書法第三条第一項の主務省令で定める保存は、次に掲げる保存とする。

- 一 法第七十四条第六項の規定による代理権を証明する書面の保存
- 二 法第七十五条第三項の規定による議決権行使書面(法第七十条第一項に規定する議決権行使書面をいう。)の保存
- 三 法第八十一条第二項の規定による創立総会の議事録の保存
- 四 法第八十二条第二項の規定による同条第一項の書面の保存
- 五 法第三百十条第六項(法第三百二十五条において準用する場合を含む。)の規定による代理権を証明する書面の保存
- 六 法第三百十一条第三項(法第三百二十五条において準用する場合を含む。)の規定による議決権行使書面(法第三百一条に規定する議決権行使書面をいう。)の保存
- 七 法第三百十八条第二項(法第三百二十五条において準用する場合を含む。)の規定による株主総会の

議事録の保存

八 法第三百十八条第三項（法第三百二十五条において準用する場合を含む。）の規定による株主総会の議事録の写しの保存

九 法第三百十九条第二項（法第三百二十五条において準用する場合を含む。）の規定による同条第一項の書面の保存

十 法第三百七十一条第一項（法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）の規定による議事録等の保存

十一 法第三百七十八条第一項第一号の規定による計算書類、その附属明細書又は会計参与報告の保存

十二 法第三百七十八条第一項第二号の規定による臨時計算書類及び会計参与報告の保存

十三 法第三百九十四条第一項の規定による監査役会の議事録の保存

十四 法第四百十三条第一項第一号の規定による委員会の議事録の保存

十五 法第四百三十五条第四項の規定による計算書類及びその附属明細書の保存

十六 法第四百四十二条第一項の規定による計算書類等の保存

- 十七 法第四百四十二条第二項の規定による計算書類等の写しの保存
 - 十八 法第四百九十二条第四項の規定による財産目録等の保存
 - 十九 法第四百九十四条第三項の規定による貸借対照表及びその附属明細書の保存
 - 二十 法第四百九十六条第一項の規定による貸借対照表等の保存
 - 二十一 法第六百十七条第四項の規定による計算書類の保存
 - 二十二 法第六百七十二条第一項の規定による帳簿資料の保存
 - 二十三 法第七百三十一条第二項の規定による社債権者集会の議事録の保存
- 2 民間事業者等が電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前項各号に掲げる書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合には、書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するファイル（以下単に「ファイル」という。）により保存する方法により行わなければならない。

3 民間事業者等が前項の規定による電磁的記録の保存を行う場合には、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができ、及び書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

(主務省令で定める縦覧等)

第三百三十一条 電子文書法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、次に掲げる縦覧等とする。

- 一 法第三十一条第二項第一号の規定による定款の縦覧等
- 二 法第三十一条第三項の規定による定款の縦覧等
- 三 法第七十四条第七項第一号の規定による代理権を証する書面の縦覧等
- 四 法第七十五条第四項の規定による議決権行使書面（法第七十条第一項に規定する議決権行使書面をいう。）の縦覧等
- 五 法第八十一条第三項第一号の規定による創立総会の議事録の縦覧等
- 六 法第八十一条第四項の規定による創立総会の議事録の縦覧等
- 七 法第八十二条第三項第一号の規定による同条第二項の書面の縦覧等

八 法第八十二条第四項の規定による同条第二項の書面の縦覧等

九 法第三百十条第七項第一号（法第三百二十五条において準用する場合を含む。）の規定による代理権を証する書面の縦覧等

十 法第三百十一条第四項（法第三百二十五条において準用する場合を含む。）の規定による議決権行使の書面の縦覧等

十一 法第三百十八条第四項第一号（法第三百二十五条において準用する場合を含む。）の規定による株主総会議事録の縦覧等

十二 法第三百十八条第五項（法第三百二十五条において準用する場合を含む。）の規定による株主総会議事録の縦覧等

十三 法第三百十九条第三項第一号（法第三百二十五条において準用する場合を含む。）の規定による法第三百十九条第二項の書面の縦覧等

十四 法第三百七十一条第二項第一号（法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）の規定による取締役会の議事録の縦覧等

十五 法第二百七十一条第四項（同条第五項（法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）及び法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）の規定による取締役会の議事録の縦覧等

十六 法第二百七十四条第二項第一号の規定による会計帳簿又はこれに関する資料の縦覧等

十七 法第二百七十八条第二項第一号の規定による計算書類及びその附属明細書、会計参与報告、臨時計算書類の縦覧等

十八 法第二百八十九条第四項第一号の規定による会計帳簿又はこれに関する資料の縦覧等

十九 法第二百九十四条第二項第一号（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による監査役会の議事録の縦覧等

二十 法第四百十三條第二項第一号の規定による委員会の議事録の縦覧等

二十一 法第四百十三條第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による委員会の議事録の縦覧等

二十二 法第四百四十二条第三項第一号の規定による計算書類又はその写しの縦覧等

二十四 法第四百四十二条第四項の規定による計算書類又はその写しの縦覧等

- 二十五 法第四百九十六条第二項第一号の規定による貸借対照表等の縦覧等
- 二十六 法第四百九十六条第三項の規定による貸借対照表等の縦覧等
- 二十七 法第六百十八条第一項第一号の規定による計算書類の縦覧等
- 二十八 法第六百二十五条の規定による計算書類の縦覧等
- 二十九 法第七百三十一条第三項第一号の規定による社債権者集会の議事録の縦覧等
- 三十 法第七百七十五条第三項第一号の規定による同条第一項の書面の縦覧等
- 三十一 法第七百八十二条第三項第一号の規定による同条第一項の書面の縦覧等
- 三十二 法第七百九十一条第三項第一号の規定による同条第二項の書面の縦覧等
- 三十三 法第七百九十四条第三項第一号の規定による同条第一項の書面の縦覧等
- 三十六 法第八百一条第四項第一号（同条第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定による同条第三項第一号の書面（同条第五項において準用する場合にあつては同条第三項第三号の書面）の縦覧等
- 三十七 法第八百三条第三項第一号の規定による同条第一項の書面の縦覧等

三十八 法第八百十一条第三項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による同条第二項の書面の縦覧等

三十九 法第八百十五条第四項第一号（同条第五項及び同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による同条第三項第一号の書面（同条第五項において準用する場合にあつては同条第三項第二号の書面、同条第六項において準用する場合にあつては同条第三項第三号の書面）の縦覧等

（電磁的記録による縦覧等）

第三百二十二条 民間事業者等が、電子文書法第五条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録の縦覧等を行う場合は、民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に当該縦覧等に係る事項を表示する方法又は電磁的記録に記録されている当該事項を記載した書類による方法により行わなければならない。

（交付等の指定）

第三百三十三条 電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、次に掲げる交付等とする。

一 法第三十一条第二項第二号の規定による定款の交付等

- 二 法第三十一条第三項の規定による定款の交付等
- 三 法第二十三条第六項の規定による同条第四項の書面の写しの交付等
- 四 法第二百七条第六項の規定による同条第四項の書面の写しの交付等
- 五 法第二百六条第七項の規定による同条第五項の書面の写しの交付等
- 六 法第二百五十八条第七項の規定による同条第五項の書面の写しの交付等
- 七 法第二百七十八条第二項第二号の規定による同条第一項各号に掲げる書面の謄本又は抄本の交付等
- 八 法第二百七十八条第三項の規定による同条第一項各号に掲げる書面の謄本又は抄本の交付等
- 九 法第四百四十二条第三項第二号の規定による計算書類等の謄本又は抄本の交付等
- 十 法第四百四十二条第四項の規定による計算書類等の謄本または抄本の交付等
- 十一 法第四百九十六条第二項第二号の規定による貸借対照表等の謄本又は抄本の交付等
- 十二 法第四百九十六条第三項の規定による貸借対照表等の謄本又は抄本の交付等
- 十三 法第七百七十五条第三項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付等
- 十四 法第七百八十二条第三項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付等

十五 法第七百九十一条第三項第二号の規定による同条第二項の書面の謄本又は抄本の交付等

十六 法第七百九十四条第三項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付等

十七 法第八百一条第四項第二号（同条第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定による

同条第三項第一号の書面（同条第五項において準用する場合にあつては、同条第三項第二号の書面、同

条第六項において準用する場合にあつては同条第三項第三号の書面）の謄本又は抄本の交付等

十八 法第八百三条第三項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付等

十九 法第八百十一条第三項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による同条第二

項の書面の謄本又は抄本の交付等

二十 法第八百十五条第四項第二号（同条第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定によ

る同条第三項第一号の書面（同条第五項において準用する場合にあつては同条第三項第二号の書面、同

条第六項において準用する場合にあつては同条第三項第三号の書面）の謄本又は抄本の交付等

（交付等の方法）

第二百三十四条 民間事業者等が、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる書面の交付等

- に代えて当該書面に係る電磁的記録の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該交付等に係る事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電子文書法第六条第一項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(交付等の承諾)

第百三十五条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令(平成十七年政令第八号)第二条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

附 則

(施行期日)

1 この省令は、法の施行の日から施行する。

(単元株式数に関する経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第七十九号)附則第九条第二項後段に規定する株式会社についての第三十五条の規定の適用については、同条中「千」とあるのは、「千(商法等の一部を改正する等の法律附則第九条第二項後段に規定する株式会社(当該株式会社の発行する全部の種類株式についての単元株式数が千以下のものを除く。))にあつては、同項前段の規定によ

り定めたものとみなされた数（同法の施行後単元株式数を変更する場合には、千（ ）とする。